

# 資料編

# 指標群一覧

## 1 地球環境保全に関する指標群

### 【指標】

名称	概要	基準	目標	目標値設定の考え方
温室効果ガス排出量	二酸化炭素、メタンなど地球温暖化の原因となる温室効果ガスの年間排出量の合計値（二酸化炭素重量換算）	6,582万 t-CO <sub>2</sub> (H2)	6,099万 t-CO <sub>2</sub> (R2)	目標数値は、平成 26 年度に改定した「北海道地球温暖化対策推進計画」と同じ設定としています。同計画の改定等があった場合は、それに応じて見直すこととします。
新エネルギー導入量 発電分野 (発電電力量)	太陽光、風力、バイオマス、地熱などの新エネルギーの導入量（発電分野）	5,866百万 kWh (H24)	8,115百万 kWh (R2)	目標数値は、平成 27 年度に策定した「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画【第Ⅱ期】」と同じ設定としています。同計画の改定等があった場合は、それに応じて見直すこととします。
新エネルギー導入量 熱利用分野	バイオマス、地熱などの新エネルギーの導入量（熱利用分野）	12,257TJ (H24)	20,133TJ (R2)	

### 【個別指標】

名称	概要	基準	目標	目標値設定の考え方
森林の蓄積と地球温暖化防止機能	森林の蓄積及び炭素貯蔵量	蓄積 782百万 m <sup>3</sup> 炭素貯蔵量 310百万 t-C相当 (H27)	蓄積 835百万 m <sup>3</sup> 炭素貯蔵量 329百万 t-C相当 (R8)	目標数値は、平成 29 年に策定した「北海道森林づくり基本計画」と同じ設定としています。同計画の改定等があった場合は、それに応じて見直すこととします。

### 【補足データ】

名称	概要
一人当たりの二酸化炭素排出量	全道の二酸化炭素排出量を、一人当たりに換算したもの
部門別二酸化炭素排出量	部門別（エネルギー転換、産業、民生（家庭）、民生（業務）、運輸、工業プロセス、廃棄物）の二酸化炭素排出量
環境効率性	道内の二酸化炭素排出量を、道内総生産（GDP）で割ったもの 経済成長の程度に対する環境負荷の増減状況を表しており、数値が下がるほど、経済規模に比して環境負荷が少ない（効率が良い）
低公害車の普及台数	電気自動車（EV）、圧縮天然ガス自動車（CNG）、ハイブリッド自動車（HV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、メタノール自動車の普及台数（特種（殊）車、軽自動車、二輪車を除く）
産業部門エネルギー消費原単位	各部門の活動量 1 単位当たりの最終エネルギー消費量 【「新エネルギー導入拡大に向けた基本方向」目標値】
家庭部門エネルギー消費原単位	
業務部門エネルギー消費原単位	
運輸部門エネルギー消費原単位	
フロン排出抑制法に基づくフロン類の回収量・破壊量	道内におけるフロン類の回収量及び破壊量

#### ※【再生可能エネルギー】

資源が無くならず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギーで「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」で示された太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、その他の自然界に存する熱、バイオマスなどのエネルギーのこと。

#### 【新エネルギー】

「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」で定義している、次に掲げるエネルギー（燃焼の用に供する物、熱又は電気）又はエネルギーの利用形態

- ア 太陽光、風力、水力、雪氷又はバイオマスを利用して得られるエネルギー、太陽熱、地熱その他の環境への負荷が少ないエネルギー
- イ 工場、変電所等から排出される熱、廃棄物を利用して得られるエネルギーその他のエネルギー又は物品を再利用して得られるエネルギー
- ウ エネルギーの利用の効率を向上させ、又は環境への負荷を低減させるエネルギー

道では、この条例に基づき、新エネルギーの開発及び導入を促進している。

## 2 循環型社会形成に関する指標群

### 【指標】

名称	概要	基準	目標	目標値設定の考え方
循環利用率	社会に投入される天然資源などの投入量のうち、循環資源（再使用・再生利用された資源）が占める割合	14.5% (H24)	16% (R1)	目標数値は、平成 26 年度に策定した「北海道循環型社会形成推進基本計画 [改訂版]」と同じ設定としています。同計画の改定等があった場合は、それに応じて見直すこととします。
最終処分量	一般廃棄物と産業廃棄物の最終処分量の合計	112 万 t (H24)	86 万 t (R1)	
廃棄物系バイオマス利活用率（発生量ベース）	家畜ふん尿、食品廃棄物、紙類・紙くずなどの廃棄物系バイオマスの発生量のうち、利活用された割合（炭素量換算）	88.2% (H24)	90% (R1)	
未利用バイオマス利活用率（発生量ベース）	稲わら、もみ殻、林地未利用材などの未利用バイオマスの発生量のうち、利活用された割合（炭素量換算）	60.4% (H24)	70% (R1)	

### 【個別指標】

名称	概要	基準	目標	目標値設定の考え方
一般廃棄物の排出量（一人 1 日当たり）	家庭などからのごみ（一般廃棄物）の総排出量を一人 1 日当たり換算したもの	1,004 g/人・日 (H24)	940 g/人・日 (R1)	目標数値は、平成 26 年度に策定した「北海道循環型社会形成推進基本計画 [改訂版]」と同じ設定としています。同計画の改定等があった場合は、それに応じて見直すこととします。
産業廃棄物の排出量	道内における産業廃棄物の排出量	3,875 万 t (H24)	3,900 万 t (R1)	
一般廃棄物のリサイクル率	一般廃棄物の排出量のうち、リサイクルされた割合	23.6% (H24)	30% (R1)	
産業廃棄物の再生利用率	産業廃棄物の排出量のうち、再生利用（リサイクル）された割合	55.9% (H24)	57% (R1)	

### 【補足データ】

名称	概要
資源生産性	道内総生産（GDP）を道内の天然資源等投入量（道内で採取・投入された天然資源及び道外から輸移入された物品の総量）で割ったもの 経済成長の程度に対する環境負荷の増減状況を表しており、数値が下がるほど、経済規模に比して環境負荷が少ない（効率が良い） 【「北海道循環型社会形成推進基本計画 [改訂版]」補助指標】
産業廃棄物処理業者の優良認定業者数	廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業者のうち、優良認定事業者として認定された事業者数 【「北海道循環型社会形成推進基本計画 [改訂版]」補助指標】
廃棄物系バイオマスの種別ごとの発生量及び利活用量	バイオマスの種別（紙類、生ごみ、し尿等、有機性汚泥、下水汚泥、紙くず、木くず、動植物性残渣、家畜ふん尿）ごとの発生量及び利活用量
未利用バイオマスの種別ごとの発生量及び利活用量	バイオマスの種別（稲わら、もみ殻、麦かん、林地未利用材）ごとの発生量及び利活用量
バイオガスプラント施設数	道内で稼働中の家畜ふん尿及び都市廃棄物系（下水汚泥、し尿、生ごみ等）のバイオガスプラントの施設数 【「北海道循環型社会形成推進基本計画 [改訂版]」補助指標】
バイオマス活用推進計画等策定市町村数	バイオマス活用推進基本法に基づく「バイオマス活用推進計画」及びバイオマス産業都市構想などのバイオマス関連計画を策定した市町村の数（累積） 【「北海道循環型社会形成推進基本計画 [改訂版]」取組指標】
認定リサイクル製品数	「北海道リサイクル製品認定制度」において認定されたリサイクル製品の数 【「北海道循環型社会形成推進基本計画 [改訂版]」取組指標】
グリーン購入の全庁的実施市町村数	市役所・町村役場のうち、全庁的にグリーン購入を実施している市町村の数 【「北海道循環型社会形成推進基本計画 [改訂版]」取組指標】

### 3 自然環境保全に関する指標群

#### 【個別指標】

名称	概要	基準	目標	目標値設定の考え方
犬・ねこの安楽殺処分頭数	動物愛護法に基づき、道及び市町村が所有者や拾得者から引き取った犬・ねこのうち、新たな飼い主が見つからずに安楽殺処分となった頭数	1,158 頭 (H28)	579 頭 (R9)	目標数値は、平成 29 年度に策定した「北海道動物愛護管理推進計画（第 2 次）」と同じ設定としています。 同計画の改定等があった場合は、それに 応じて見直すこととします。
エゾシカ個体数指数（東部地域）	東部地域（オホーツク、十勝、釧路、根室）におけるエゾシカの個体数指数（H5 を 100 とした場合の毎年の生息動向を相対的に示した数値）	135 (H27)	50 以下 (R3)	目標数値は、平成 28 年度に策定した「北海道エゾシカ管理計画（第 5 期）」と同じ設定としています。 同計画の改定等があった場合は、それに 応じて見直すこととします。
エゾシカ個体数指数（西部地域）	西部地域（空知、石狩、胆振、日高、上川、留萌、宗谷）におけるエゾシカの個体数指数（H12 を 100 とした場合の毎年の生息動向を相対的に示した数値）	253 (H27)	150 以下 (R3)	

#### 【補足データ】

名称	概要
すぐれた自然地域の面積	自然公園（国立公園・国定公園・道立自然公園）及び自然環境保全地域等の面積合計
森林所有者等が生物多様性保全のため特に森林の整備・保全を行う面積	生物多様性保全のための森林整備・保全を行う森林として、「生物多様性ゾーン」に設定する面積 【「北海道森林づくり基本計画」関連指標】【「北海道生物多様性保全計画」関連指標】
一人当たり広域公園面積	道内の都市公園のうち、広域公園に分類される公園（国営＋道立）の供用面積を、一人当たり換算したもの 【「北海道広域緑地計画」目標】【「北海道生物多様性保全計画」関連指標】
道立公園利用者数	都市公園のうち道立都市公園の利用者数
水辺に親しめる河川空間整備数	「水辺の楽校」や「ふるさとの川整備事業」などにより、水辺に集い憩える場が整備された河川の数（累積）
道民との協働により育てる樹木の本数	道民参加型イベントなどにおいて、協働により植樹・育樹された樹木の本数 【「北海道森林づくり基本計画」関連指標】【「北海道生物多様性保全計画」関連指標】
景観行政団体移行市町村数	景観法に定める景観行政団体となっている道内の市町村の数 【「北海道景観形成ビジョン」指標】
自然公園利用者数	自然公園（国立公園・国定公園・道立自然公園）の利用者数
自然保護監視員等の人数と監視延べ日数	自然保護監視員、鳥獣保護員、希少野生動植物保護監視員の人数と監視延べ日数 【「北海道生物多様性保全計画」参考データ】
タンチョウの生息数	タンチョウの生息状況の一斉調査（毎年度 1 月実施）において、観察された羽数の 3 年平均値
野生動植物の目録を作成した分類群の数	植物・哺乳類・鳥類といった生物分類群ごとに道内に生息・生育する野生動植物種のリストを作成した数 【「北海道生物多様性保全計画」参考データ】
「アライグマ防除実施計画」の策定市町村数	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）に基づき「アライグマ防除実施計画」を策定した市町村の数 【「北海道生物多様性保全計画」関連指標】
エゾシカ捕獲数及び農林業被害額	許可捕獲と狩猟捕獲を合わせたエゾシカ捕獲数とエゾシカによる農林業被害額 【「北海道生物多様性保全計画」参考データ】
エゾシカ推定生息数	個体数指数から推定したエゾシカ推定生息数
狩猟免許所持者数	エゾシカやヒグマ対策などの担い手となる狩猟免許所持者の数 【北海道「生物多様性保全計画」参考データ】
エゾシカ個体数指数（南部地域）	南部地域（後志、渡島、檜山）におけるエゾシカの個体数指数（H23 を 100 とした場合の毎年の生息動向を相対的に示した数値） 【「北海道エゾシカ管理計画（第 5 期）」関連指標】

#### 4 地域環境の確保に関する指標群

##### 【指標】

名称	概要	基準	目標	目標値設定の考え方
大気環境基準達成率	大気汚染測定局における二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の環境基準の達成割合	100% (H25)	100% (R2)	環境基準は、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものであるため、すべての測定地点での環境基準達成（又はその維持）を目標としています。
水質環境基準達成率	環境基準の類型当てはめをしている公共用水域（河川、湖沼、海域）の環境基準（BOD 又はCOD）の達成割合	91.6% (H26)	100% (R2)	
騒音に関する環境基準達成率（一般地域、自動車、航空機）	一般地域の騒音、自動車騒音、航空機騒音に関する環境基準の達成割合	一般地域 90.5% (H26) 自動車 97.3% (H26) 航空機 50.0% (H26)	100% (R2)	

##### 【個別指標】

名称	概要	基準	目標	目標値設定の考え方
化学物質（ダイオキシン類）環境基準達成率	ダイオキシン類による汚染状況（大気、水質、土壌）に関する環境基準の達成割合	100% (H26)	100% (R2)	環境基準は、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものであるため、すべての測定地点での環境基準達成（又はその維持）を目標としています。

##### 【補足データ】

名称	概要
地下水環境基準の達成状況	地下水水質常時監視の「概況調査（地域全体の地下水水質を把握するための調査）」及び「継続監視調査（汚染を継続的に監視するための調査）」における調査地点数及び環境基準達成率
汚水処理人口普及率	道内人口のうち、下水道、農業集落排水、漁業集落排水、合併処理浄化槽が整備されている区域の人口の割合 【「全道みな下水道構想Ⅲアクションプログラム（改定版）」整備目標】
健全な水循環確保のための流域環境保全計画策定数	健全な水循環の確保に向けて、「流域環境保全計画」を策定した流域の数
PRTR 法に基づく届出排出量及び移動量	PRTR 法に基づき届出された、462 種類の化学物質の環境への排出量及び事業所外への移動量（合計）
公害苦情件数	地域住民から市町村や道の窓口に寄せられた公害苦情件数

## 5 各分野に共通する施策に関する指標群

### 【指標】

名称	概要	基準	目標	目標値設定の考え方
「環境配慮活動実践者」の割合	道民意識調査において、「日常生活において環境に配慮した行動をしていますか」という問いに対して、「十分行動している」または「やや行動している」と回答した人の割合	76.8% (H25)	80% (R2)	目標数値は70% (H29) と設定していましたが、この改定計画の策定時点で既に目標値を達成しているため、見直したものです（平成25年度調査の現状値である76.8%を念頭に設定）。当該指標は、この分野の個別計画である「環境教育等行動計画」においても採用されているため、同計画の改定等があった場合は、それに応じて見直すこととします。
道の事務・事業における温室効果ガスの排出量	道の事務・事業において排出される温室効果ガスの排出量（二酸化炭素重量換算）	297,100 t-CO <sub>2</sub> (H26)	281,100 t-CO <sub>2</sub> (R2)	目標数値は平成27年度に策定した「第4期 道の事務・事業に関する実行計画」と同じ設定としています。同計画の改定等があった場合は、それに応じて見直すこととします。

### 【個別指標】

名称	概要	基準	目標	目標値設定の考え方
環境管理システムの認証取得事業所数	3種類の環境管理システム（国際規格のISO14001、中小企業向けのエコアクション21、北海道独自のHES（北海道環境マネジメントシステム・スタンダード））の認証を取得している道内事業所数の合計（累積）	651 事業所 (H25)	780 事業所 (R2)	目標数値は、780事業所 (H29) と設定していましたが、平成29年度における目標値の達成は困難な見込みのため、目標の達成年度を見直したものです。当該指標は、この分野の個別計画である「環境教育等行動計画」においても採用されているため、同計画の改定等があった場合は、それに応じて見直すこととします。
YES!clean 表示制度登録生産集団数	化学肥料・化学合成農薬の使用の削減など一定の基準を満たして生産・出荷される「YES!clean」農産物の生産に取り組む生産集団	349 生産集団 (H25)	480 生産集団 (R1)	目標数値は、平成26年度に策定した「北海道クリーン農業推進計画（第6期）」と同じ設定としています。同計画の改定等があった場合は、それに応じて見直すこととします。

### 【補足データ】

名称	概要
グリーン・Biz認定制度による登録・認定事業所数	環境に配慮した取組を自主的に行う「グリーン・Biz認定制度」に基づく登録・認定事業所数
道におけるグリーン購入調達率	道が策定する「環境物品等調達方針」に定める全ての品目について、品目ごとの環境物品等調達率（総調達量に占める環境物品等調達量の割合）を単純平均したものの
北のクリーン農産物（YES! clean）の作付面積	化学肥料・化学合成農薬の使用の削減など一定の基準を満たして生産・出荷される「YES!clean」農産物の作付面積 【「北海道クリーン農業推進計画（第6期）」目標指標】
道内のエコファーマー認定数	持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律に基づき、①堆肥等施用技術、②化学肥料低減技術、③化学農薬低減技術の3つの技術をすべて用いる導入計画を作成し、作物毎に認定を受けた農業者（エコファーマー）の認定数
有機農業に取り組む農家戸数	有機農業に取り組む農家戸数（非有機 JAS 認定農家も含む） 【「北海道クリーン農業推進計画（第6期）」目標指標】
北方型住宅としてデータ登録された戸数	高断熱・高気密、高耐久など一定の基準を満たし、北方型住宅として、データの登録・保管が行われた住宅戸数 【「北海道住生活基本計画」指標】
長期優良住宅の認定戸数	長期優良住宅の普及の促進に関する法律が定める、長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅として認定を受けた住宅の戸数
環境分野における海外からの研修受入人数	環境分野において、JICA の研修などにより海外から道が受け入れた研修人数

<b>施策別点検・評価シート（Cシート）</b>	<b>点検・評価の担当課</b>	<b>気候変動対策課</b>	<b>評価年月 令和2年10月</b>
--------------------------	------------------	----------------	-------------------------

施策の位置づけ (施策分野名)	I 地域から取り組む地球環境の保全
施策No.・施策名	1 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換



【施策の評価】

事業名	H30年度予算 (千円)	R1年度予算 (千円)	R2年度予算 (千円)	R1年度の主な取組・進捗状況	課題	関連施策No.	関連するSDGsのターゲット
ストップ・ザ・温暖化推進事業費 ※ガイアナイト除く	1,266	1,266	996	地球温暖化防止活動推進員（25名）を配置の上、道内各地で普及啓発活動を実施（派遣件数30件）し、また、道民、事業者に対する温暖化防止のための取組の実践に向けたフォーラムを開催（釧路市、函館市）した。	道民一人ひとりの行動や企業の事業活動について、温室効果ガスの排出抑制に資する取組に転換していくため、継続した啓発が必要である。	No.26	7.2、7.3、9.2、9.4、12.2、12.7、12.8、13.2、13.3、14.3
ストップ・ザ・温暖化推進事業費 ※ガイアナイト	309	309	278	道庁赤れんが庁舎の前庭等において、ミニコンサート、キャンドルアート点灯など「赤れんがガイアナイト」を開催したほか、各（総合）振興局でもガイアナイトイベントを開催した。	道民の自主的な取組について、意識の高揚を図り、取組を促進する必要がある。	No.26	7.2、7.3、9.2、9.4、12.2、12.7、12.8、13.2、13.3、14.3
エコアンドセーフティ推進事業	1,806	1,806	1,704	エコアンドセーフティドライブの普及啓発事業（イベント8カ所8回、前講座5カ所5回、エコドライブ推進月間パネル展）を開催し、また、実践を促すため、車型ポケットティッシュカバー（1,000セット）、ウェットティッシュ（4,000個）を作成し、関係機関・団体への提供、エコドライブ推進校制度の周知などにより、エコドライブの浸透・定着を図った。	地球温暖化防止対策及び交通安全に資する取組みとして、道民に広くエコドライブの必要性を啓発していく必要がある。	No.26	7.3、9.2、9.4、12.2、12.8、13.2、13.3、14.3
北海道クールあいらんどキャンペーン ・北海道あったまろうキャンペーン事業	0	0	0	「北海道クールあいらんどキャンペーン」（5月～10月に事務室等の冷房を抑える取組など。3,746事業所参加）及び「北海道あったまろうキャンペーン」（11月～4月に事務室等の暖房を抑える取組など。3,750事業所参加）を、民間企業の参加を募って実施した。	キャンペーンに参加する事業者の拡大や、参加事業者の継続した取組を促す必要がある。	No.28	7.2、7.3、9.2、9.4、12.2、12.7、12.8、13.2、13.3、14.3
水素社会推進事業	5,000	5,000	2,511	「北海道水素社会実現戦略ビジョン」に掲げる水素サプライチェーンの構築を着実に推進するために策定した。当面の手立てやスケジュールを示す「水素サプライチェーン構築ロードマップ」に従い、エネファームやFCVの展示・試乗などを行う「水素燃料電池普及キャラバン」（全道16カ所18回）の開催など、水素社会の実現に向けた機運醸成・理解促進を図った。	北海道における水素社会の形成に向けた取組の初期には、エネファームやFCVの導入を促進することにより、身近な水素の利活用を通じた機運醸成を図る必要がある。	No.2、30、31	7.1、7.2、8.1、9.2、9.4、12.2、12.8、13.2、13.3、14.3
戦略的省エネ促進事業費	8,000	3,349	3,559	省エネの促進等を図るため、リーフレットを作成し、道内各世帯や事業所等へ配布したほか、機器等の導入効果をまとめた省エネルギー取組事例集を作成し事業者等に配布した。	事業者や業界団体、道民の自主的な活動を促す必要がある。	No.2、28	7.2、7.3、8.4、9.2、9.4、11.6、12.1、12.6、12.7、12.8、13.2、13.3、14.3
クリーンエネルギー公用車の導入促進事業	33,737	29,164	-	7振興局（石狩、後志、胆振、渡島、留萌、宗谷、根室）にPHVを導入し、普及啓発活動を行った。	「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」で公用自動車をクリーンエネルギー自動車に切替え、道民が新エネルギーの導入促進に向け、率先して取組むこととしているが、より一層の普及が必要である。	No.21、28	7.1、7.2、7.3、7.a、7.b、8.1、8.4、9.2、9.4、11.6、11.b、12.1、12.2、12.6、12.7、12.8、13.2、13.3、14.3、14.5
省エネ新エネ導入効果「見える化」事業【赤れんがチャレンジ事業】	0	0	0	道立施設に導入した太陽光発電装置、LED等の導入効果をホームページで公開し、道民の省エネルギー・新エネルギーへの関心を喚起し、省エネルギーの促進、新エネルギーの開発・導入の促進を図った。	特になし	No.2、32	7.1、7.2、7.3、7.a、8.1、8.4、9.2、9.4、11.b、12.1、12.2、12.6、12.7、12.8、13.2、13.3、14.3
きた住まいる推進事業費	25,830	23,921	23,921	・「民間住宅施策推進会議」での有識者等の意見を踏まえ、省エネ基準等を強化した基準「北方型住宅2020」を新設。 ・技術者の技術の向上を図るため、「きた住まいる技術講習会」（全道6箇所）、「きた住まいる現場見学セミナー」（全道3箇所）を実施。	北海道では、民生（家庭）部門のCO <sub>2</sub> 排出量が多く、住宅における省エネの取組みを一層進める必要がある。	No.31	11.1
交通安全施設整備費	4,355,920	4,425,922	4,466,922	ITSの推進（信号情報活用運転支援システム（TSPS）48.7km整備）、信号機の高度化（集中制御機の更新58基）、信号灯器のLED化（車両用灯器1,110灯・歩行者用灯器1,625灯）により交通流の円滑化等を図った。	高度化整備の充実を進めるとともに、既存の交通安全施設についても交通実態の変化に対応した重点的、効果的かつ効率的な整備を図る必要がある。	No.23、31	-

【その他関連事業】※他の施策で評価

バス利用促進等総合地対策事業費補助金（うち 低公害車普及促進対策事業）、地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）、北海道環境保全基金事業、キッズISO14000プログラム事業【赤れんがチャレンジ事業】、民間企業と連携した「地球温暖化防止活動」の普及啓発事業【赤れんがチャレンジ事業】、循環型社会推進費（3R推進費）、フロン類管理適正化促進事業費、道の事務事業に関する実行計画の運用【非予算事業】、省エネルギー・新エネルギー機器導入促進事業【赤れんがチャレンジ事業】、ほっかいどう省エネ・新エネ応援ライブラリー事業【赤れんがチャレンジ事業】、環境産業関連製品技術開発振興事業、選ばれるクリーン農産物ブランディング事業費、環境保全型農業直接支援対策事業費、畜産環境保全推進対策事業費、道路交通安全施設費（自転車道整備費）、北の住まいるタウン推進事業、都市計画街路事業費、都市低炭素化促進法施行費

今後の方向	<p>■「北海道地球温暖化対策推進計画」及び「北海道気候変動適応計画」に基づき、道民、事業者、市町村等の連携・協働のもと、「緩和」と「適応」を両輪とする地球温暖化対策を推進する。また、低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を目的に、道民・事業者の温暖化防止行動を促進するための普及啓発や将来のエネルギー源として期待される水素の普及啓発、自発的な環境活動の促進、省エネ・再エネの促進など、全庁的に関連施策を推進する。</p>
-------	--

<b>施策別点検・評価シート（Cシート）</b>	点検・評価の担当課	気候変動対策課	評価年月 令和2年10月
--------------------------	-----------	---------	-----------------

施策の位置づけ (施策分野名)	1 地域から取り組む地球環境の保全	7 気候変動 緩和策	8 気候変動 適応策	9 資源の有効な 利用の促進	11 気候変動に 適応する	12 持続可能な 消費と生産	13 陸域生態系 の持続可能な 利用の促進	14 海の生態系 の持続可能な 利用の促進
施策No.・施策名	2 地域の特性を活かした環境にやさしいエネルギーの導入							

【施策の評価】							
事業名	H30年度予算 (千円)	R1年度予算 (千円)	R2年度予算 (千円)	R1年度の主な取組・進捗状況	課題	関連施策No.	関連する SDGsのターゲット
省エネルギー・新エネルギー機器導入促進事業【赤いチャレンジ事業】	0	0	0	「省エネルギー・新エネルギー普及啓発展」を開催（アリオ、道政広報コーナー）し、省エネ・新エネルギーやパネル、パンフレット等で道民に情報提供を行ったほか、節電や道の補助制度を紹介することで、道民に対し、広く普及啓発を行った。	道民の省エネや新エネルギー導入に対する関心が高いものの、省エネ・新エネルギーの種類や導入効果についての情報が不足しており、節電を含めた広報活動が必要である。	No.1、32	7.1、7.2、7.3、7.a、8.1、8.4、9.2、9.4、11.b、12.1、12.2、12.6、12.7、12.8、13.2、13.3、14.3
ほっかいどう省エネ・新エネ応援ライブラリー事業【赤いチャレンジ事業】	0	0	0	情報の更新・追加、省エネルギー・新エネルギー関連制度一覧の作成・周知を行った。コンテンツのうち、特に省エネルギー・新エネルギー関連制度一覧は、多くの道内事業者や道民に活用されている。	ホームページの閲覧者を増加させるよう積極的な周知が必要である。	No.1、32	7.1、7.2、7.3、7.a、8.1、8.4、9.2、9.4、11.b、12.1、12.2、12.6、12.7、12.8、13.2、13.3、14.3
新エネルギー賦存量等推計ソフト活用支援事業【赤いチャレンジ事業】	0	0	0	14振興局で行った地域省エネ・新エネ導入推進会議において、当該システムを紹介し、活用を働きかけるほか、システムの活用に当たってのサポートを実施した。ホームページでの公表をはじめ、広く活用を働きかけており、一部市町村において活用されている。	さらなる活用促進のため、認知度の向上が必要である。	No.32	7.1、7.a、8.1、9.2、9.4、11.b、12.2、13.3
エネルギー地産地消事業化モデル支援事業	370,474	1,009,262	1,171,978	地域における先駆的なエネルギー地産地消のモデルとなる取組に対し、システムの検討、設計段階から事業化まで一貫した支援を実施。（継続の4件を支援）非常時にも対応可能な地域におけるエネルギー地産地消の事業化に向けた取組を支援。（継続の3件を支援）系統制約の生じている地域のエネルギーの導入促進に向けて、新エネを有効活用する取組を支援。（1件を支援）	農村や都市など、様々な地域の特性に応じた先駆的なモデルづくりを進めることが必要。	No. 8、31	7.1、7.a、8.1、9.2、9.4、11.b、12.2、13.3
地域主体の新エネ導入支援事業	270,000	220,000	220,000	新エネルギー導入に向けた設計について2件、新エネルギー設備の導入について4件支援を行った。	地域に賦存するエネルギー資源を活かし、地域経済の活性化を図り、経済と環境が両立した地域づくりを進めていくことが必要。	No. 8、31	7.1、7.a、8.1、9.2、9.4、11.b、12.2、13.3
地域資源活用基盤整備支援事業	30,000	30,000	10,000	令和元年度は採択事業なし。	広大な本道では、新エネルギーの導入を行おうとする場合、発電事業者が整備しなければならない送電線の負担が大きくなる。	No. 8	7.1、7.a、8.1、9.2、9.4、11.b、12.2、13.3
地域新エネルギー導入調査総合支援事業	31,223	31,229	22,096	新エネルギー導入可能性調査等について2件、地域・温泉熱アドバイザーについて3件に派遣を行った。	道内においては、新エネルギーのポテンシャルが十分見込めるが、導入に向けての情報や機会の不足及び新エネルギー導入による地域活性化策を検討する市町村の負担が少なくない。	No. 8、31	7.1、7.a、8.1、9.2、9.4、11.b、12.2、13.3
エネルギー地産地消スタートアップ事業	5,500	5,500	5,500	地域新エネルギーコーディネーターを13市町村に派遣。	道内においては、新エネルギーのポテンシャルが十分見込めるが、市町村等が主体となった取組実施に至るまでの専門人材が不足している。	No. 8、31	7.1、7.a、8.1、9.2、9.4、11.b、12.2、13.3
地域新エネルギー導入アドバイザー制度【非予算事業】	0	0	0	小水力発電等の再生可能エネルギーの導入に取り組む市町村等に対して技術・経営の両面からのアドバイス（4市5町1団体）及び2地域で「小水力発電に関する勉強会」を実施した。	発電に関する技術や専門的なノウハウを有する市町村職員等が不足しているため引き続き、支援が必要である。	No.8、26、31	-

【その他関連事業】※他の施策で評価

地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）、循環資源利用促進事業費、バイオマス利活用推進事業、バイオ燃料利活用普及促進事業費、地域バイオマス利活用促進事業費、水素社会推進事業、地産エネルギー利用施設立地促進事業、北海道エネルギーフロンティア事業（うち、新エネルギー専攻先導入推進事業）、戦略的省エネ促進事業費、省エネ新エネ導入効果「見える化」事業【赤いチャレンジ事業】、環境産業関連製品技術開発振興事業、環境産業振興総合対策事業、水素利活用型ビジネス形成促進事業、林業・木材産業構造改革事業費（うち、木質バイオマス利用促進施設整備）、木質バイオマス資源活用促進事業費、木質バイオマス供給に向けた道有林の取組【非予算事業】、北の住みえるタウン推進事業

今後の方向	■地域の特性を活かした環境にやさしいエネルギーの導入を進めるため、省エネ促進・再エネ導入に対する支援などを実施する。
-------	--



<b>施策別点検・評価シート（Cシート）</b>	点検・評価の担当課	気候変動対策課	評価年月 令和2年10月
--------------------------	-----------	---------	-----------------

施策の位置づけ (施策分野名)	I 地域から取り組む地球環境の保全
施策No.・施策名	3 森林等における吸収源対策



【施策の評価】

事業名	H30年度予算 (千円)	R1年度予算 (千円)	R2年度予算 (千円)	R1年度の主な取組・進捗状況	課題	関連施策No.	関連する SDGsのターゲット
森林環境譲与税の活用による森林吸収源対策の推進	0	181,682 の内数	302,609 の内数	市町村において、森林環境譲与税を活用した間伐等の森林整備や公共施設等における木材利用などの事業を円滑に実施できるよう、市町村職員を対象とした研修会の開催や相談窓口の設置、道が保有する森林情報を共有するシステムの機能の充実などに取り組み、市町村を支援した。	H30.3に改定した「北海道森林吸収源対策推進計画」に基づき森林吸収源対策を推進するにあたり、市町村による森林環境譲与税を活用した取組の促進を図ることが重要である。	No.11、29	12.2、15.1、15.2
森林吸収エコビジネス推進事業費	897	897	889	森林整備に対する理解の促進とカーボン・オフセット市場の拡大を図るため市町村との同時販売や植樹イベントを実施し、森林整備について幅広く理解の促進が図られた。	カーボン・オフセットの認知度の向上と市場の拡大、森林づくりに対する理解の促進を図る必要がある。	No.30	15.9

【その他関連事業】※他の施策で評価

地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）、＜北の木の家＞優遇ローン制度構築への支援協力、北の「木づかい」運動の展開【赤いカキツバタ事業】、林業・木材産業構造改革事業費（うち 木質バイオマス利用促進施設の整備）、木質バイオマス資源活用促進事業費、森林整備事業（森林環境保全整備事業・農山漁村地域整備交付金）、未来につなぐ森づくり推進事業費補助金、持続的林業確立対策事業費、全国育樹祭開催事業費、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業費、治山事業費（水源地域等保安林整備事業）、治山事業費（防災林造成事業）、森林づくりへの企業の参加促進【赤いカキツバタ事業】、道有林野事業（森林整備事業）、みどり豊かな道づくり事業

今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生物多様性の保全に向けた取組にも配慮しつつ、計画的・安定的な間伐等の公益性を重視した森林管理や森林整備を進め、二酸化炭素吸収源対策を推進する。</li> <li>■温室効果ガスの削減はもとより、環境ビジネスの育成や地域の活性化にもつながるカーボン・オフセットの取組を加速するため、クレジットを取得している道内市町村と連携を強化するとともに、販売方法の多様化や販売促進活動の強化を図る。</li> </ul>
-------	---

<b>施策別点検・評価シート（Cシート）</b>	点検・評価の担当課	気候変動対策課	評価年月 令和2年10月
--------------------------	-----------	---------	-----------------

施策の位置づけ (施策分野名)	I 地域から取り組む地球環境の保全
施策No・施策名	4 気候変動への適応策の検討



【施策の評価】

事業名	H30年度予算 (千円)	R1年度予算 (千円)	R2年度予算 (千円)	R1年度の主な取組・進捗状況	課題	関連施策No.	関連する SDGsのターゲット
気候変動適応推進事業費	0	0	497	「適応」に対する道民や事業者、自治体の理解を促進するため、関係機関との共催によりセミナーを開催（札幌市、旭川市）したほか、国のプラットフォーム等を活用した情報収集や、道のホームページによる情報発信を実施した。また、「適応」の取組を総合的かつ計画的に推進するため「北海道気候変動適応計画」を策定した。	気候変動による影響予測や本道の地域特性等を踏まえた取組を推進するとともに、「適応」に関する情報の収集とこれに基づいた適応策の検討や、道民・事業者の理解の促進を図る必要がある。	-	13.2、13.3

【その他関連事業】 ※他の施策で評価

-
---

今後の方向	■北海道気候変動適応計画に基づき、気候変動の影響に係る情報収集などを行い、関係機関と連携を図りながら適応策の検討を進める。
-------	---

<b>施策別点検・評価シート（Cシート）</b>	点検・評価の担当課	循環型社会推進課、気候変動対策課	評価年月 令和2年10月
--------------------------	-----------	------------------	-----------------

施策の位置づけ (施策分野名)	1 地域から取り組む地球環境の保全
施策No.・施策名	5 その他の地球環境保全対策の推進



【施策の評価】

事業名	H30年度予算 (千円)	R1年度予算 (千円)	R2年度予算 (千円)	R1年度の主な取組・進捗状況	課題	関連施策No.	関連する SDGsのターゲット
海岸漂着物地域対策推進事業費	154,363	264,276	263,470	海岸漂着物の回収処理事業の実施及びシンポジウムの開催により、環境の保全、普及啓発を図った。	国の地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）は、補助率が従前の10/10から7～9/10へと変更され、地方負担が生じたこととなったため、道事業・市町村事業とも事業の進め方の確立が必要である。	No.7、10	14.1、14.2
フロン類管理適正化促進事業費	0	0	278	「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（フロン排出抑制法）に基づくフロン類充填回収業者等の登録手続きなどのほか、改正法の施行（R2.4.1）を踏まえ、説明会（建物解体業及び廃棄物・リサイクル業関係者向け1カ所1回）を開催するなど、関係団体と協力し周知等を図った。	フロン排出抑制法により、業務用冷凍空調設備の管理者による適正な管理が義務づけられているほか、廃棄時の規制が強化されたことから、幅広い周知を行う必要がある。	No.1	7.3、9.2、9.4、12.2、12.8、13.2、13.3

【その他関連事業】※他の施策で評価

地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）、公害対策受託調査費、循環型社会形成推進費（自動車リサイクル推進費）
---

今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>■法に基づき、フロン類の適正な管理を推進する。</li> <li>■「北海道海岸漂着物対策推進計画」（令和2年度中に第三次計画策定予定）に基づき、道内の海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進する。</li> <li>■漂着流木等の回収及び処理への支援には地域からの要望が多く、継続して実施する必要があり、引き続き必要な予算額の確保などを国に要望する。</li> </ul>
-------	---

<b>施策別点検・評価シート（Cシート）</b>	点検・評価の担当課	循環型社会推進課	評価年月 令和2年10月
--------------------------	-----------	----------	-----------------

施策の位置づけ (施策分野名)	II 北海道らしい循環型社会の形成
施策No.・施策名	6 3Rの推進



【施策の評価】

事業名	H30年度予算 (千円)	R1年度予算 (千円)	R2年度予算 (千円)	R1年度の主な取組・進捗状況	課題	関連施策No.	関連する SDGsのターゲット
循環型社会推進費 (3R推進費)	1,574	1,506	719	3Rハンドブック800部作成・配布、3R啓発バス広告実施（7～12月）、3R推進キャンペーン（各（総合）振興局）の実施等により広く3Rの普及啓発を実施した。	ごみの減量化に対する意識の向上など3Rの推進について一定の成果が認められるが、引き続き実践行動の定着や向上を図る必要がある。	No.1、9、26、30	12.5
循環型社会形成推進費 (自動車リサイクル推進費)	1,865	7,555	2,166	使用済自動車のリサイクルと適正処理を推進するため、自動車リサイクル法に基づく登録、許可、立入検査等を実施した。（登録事務：138件、許可事務：112件、監視指導等：138件）	使用済自動車の不適正保管等の解消が必要である。	No.5、7	12.5
水産系廃棄物適正処理促進事業費	340	312	277	水産系残さの有効利用試験等に対して技術的指導等の支援を行い、適正処理と循環利用の取組を促進した。	全体としては高い循環利用率を維持しているが、一部で低い利用率の種類がある。	No.7、8、29	—
建設リサイクル法施行費	2,849	2,687	2,594	建設リサイクル法に基づき適切な分別解体等の実施を推進した。 対象建設工事届出等件数・R1:7,746件 違反パトロール延べ人数・R1:223人・時間（兼務業務を除く）	適切な分別解体等の推進を図る必要がある。	—	—

【その他関連事業】※他の施策で評価

<p>地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）、北海道環境保全基金事業、キッズISO14000プログラム事業【赤いが「ヘルパ」事業】、空き缶等散乱防止対策推進事業費、循環型社会形成戦略的推進事業（3R連携推進事業費）、市町村におけるグリーン購入の促進【赤いが「ヘルパ」事業】、北海道循環資源利用促進協議会の運営【非予算事業】、循環資源利用促進事業費、バイオマス活用推進事業、バイオ燃料活用普及促進事業費、道の事務事業に関する実行計画の運用【非予算事業】、環境産業関連製品技術開発振興事業、どさんこ食育推進事業</p>
---

今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 行政、事業者、市民団体等と連携し、ごみの発生抑制に向けて実効性のある取組を推進する。</li> <li>■ 3Rを進めるために、基本となる技術開発やリサイクル施設の整備促進、循環資源の有効利用システムや再生品の利用拡大など3R推進のための仕組み・基盤を整備するとともに、広く普及啓発を行い、道民、事業者、行政が一体となった運動を展開する。</li> <li>■ 3R推進のための仕組み・基盤の整備を効果的に進めていくため、既存の補助制度を活用するなどして、廃棄物の排出抑制・減量化等に関する取組みに対し支援する。</li> </ul>
-------	--

<b>施策別点検・評価シート（Cシート）</b>	点検・評価の担当課	循環型社会推進課	評価年月 令和2年10月
--------------------------	-----------	----------	-----------------

施策の位置づけ (施策分野名)	II 北海道らしい循環型社会の形成
施策No.・施策名	7 廃棄物の適正処理の推進



【施策の評価】

事業名	H30年度予算 (千円)	R1年度予算 (千円)	R2年度予算 (千円)	R1年度の主な取組・進捗状況	課題	関連施策No.	関連するSDGsのターゲット
清掃施設等指導監督費	416	420	363	国庫交付金を活用して一般廃棄物処理施設の整備事業を行う市町村等に対して、その事業を適正かつ円滑に実施されるよう指導監督を行った。(R1:23市町村等、31事業、交付金額79,899千円)	市町村要望額は、今後大幅な増加が見込まれ、市町村要望に見合う十分な予算を確保する必要がある。	-	9.4、11.6
災害廃棄物の適正処理の推進【非予算事業】	0	0	0	大規模災害時廃棄物対策北海道ブロック協議会へ参画(北海道環境事務所主催)した。国とも連携し、災害廃棄物処理計画の策定を支援するモデル事業を実施した。	市町村の災害廃棄物処理計画策定の促進が必要である。	-	11.b
産業廃棄物監視指導費	32,390	33,044	28,028	産業廃棄物の排出事業者及び処理業者の施設等の監視指導等を実施した。	不適性処理の早期発見等、行政処分事案の発生抑制が重要である。	-	3.9、6.3
循環条例に基づく道外廃棄物搬入事前協議制度等の運用【非予算事業】	0	0	0	循環条例に基づき道外産業廃棄物を道内搬入しようとする排出事業者に対し事前協議を実施した。(R1:事前協議95件)	道外産業廃棄物の再生利用を目的としない道内搬入を排除する必要がある。	-	12.5
循環型社会形成推進費(PCB適正処理推進費)	11,928	12,536	12,156	広域協議会開催(2回)、監視円卓会議(3回)、環境モニタリング実施、PCB廃棄物処理事業報告会開催(1回)、北海道地域PCB廃棄物早期処理関係者連絡会(2回)等により、PCB廃棄物の処理期間内での確実、適正、円滑な処理を図った。	PCB廃棄物処理事業の安全性の確保が重要であり、地域の受入条件に配慮した処理事業の推進、未把握PCB使用電気機器等の把握が必要である。	-	11.6、12.4
循環資源利用促進事業費(うち適正運用対策事業)	13,605	13,609	12,156	地域戦略会議の開催(12地域)、スカイパトロール、収集運搬車街頭指導(14地域)、産廃110番通報受理、啓発活動などにより産業廃棄物の不法投棄等の未然防止、早期発見等を図った。	不法投棄の発生件数は減少傾向にあるが、撲滅には至っていない。	-	11.6
生活安全警察費(環境事犯等の捜査・取締り)	7,217	7,215	7,213	道民の貴重な財産である豊かな自然環境と動植物を保全するため、産業廃棄物の投棄禁止違反や動物愛護管理法違反等の悪質な環境事犯339件を検挙した。	北海道という地域性から警戒地域が広大であり、警察、行政だけの取締り、指導には限界がある。	No.17、18、19、22	-

【その他関連事業】※他の施策で評価

海岸漂着物地域対策推進事業費、循環型社会形成推進費(自動車リサイクル推進費)、畜産環境保全推進対策事業費、水産系廃棄物適正処理促進事業費
--

今後の方向	<p>■「北海道循環型社会形成推進基本計画」及び「北海道廃棄物処理計画」に基づき、市町村が行う一般廃棄物処理計画の策定や見直しの際には、広域のかつ計画的に処理施設の整備が推進されるよう、技術的助言等を行う。また、平成9年12月に策定したごみ処理の広域化計画を見直し、さらなる広域化・集約化を進めていくほか、一般廃棄物処理施設の適正な維持管理について指導するとともに一般廃棄物処理施設を整備する市町村の要望に見合う循環交付金の確保に努める。</p> <p>■災害が発生した際に円滑な災害廃棄物の処理が図られ、災害からの速やかな復興、復旧がなされるよう、国とも連携し、市町村を対象とした研修会の開催や災害廃棄物処理計画の策定を支援するモデル事業を実施し、市町村災害廃棄物処理計画策定を促進する。</p> <p>■高圧トランス・コンデンサ、安定器等の高濃度PCB廃棄物の処理については、処理事業を担う中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)に対し、引き続き環境モニタリングや立入検査を実施し、安全かつ確実な処理事業を確保するとともに、期限内での処理完了に向けて、調査によるPCB廃棄物の把握や保管事業者に対する適正処理及び早期処理の指導を行っていく。また、微量PCB汚染電気機器等の処理については、保管事業者等が行う判別を支援し実態把握を促進するとともに、処理に必要な情報を提供するなどして適正処理を推進する。</p>
-------	--

施策別点検・評価シート（Cシート）

点検・評価の担当課

気候変動対策課

評価年月  
令和2年10月



II 北海道らしい循環型社会の形成

8 バイオマスの利活用の推進

【施策の評価】

事業名	H30年度予算 (千円)	R1年度予算 (千円)	R2年度予算 (千円)	R1年度の主な取組・進捗状況	課題	関連施策No.	関連するSDGsのターゲット
バイオマス利活用推進事業費	655	655	601	道内のバイオマス資源の有効活用を促進するため、フォーラム等開催：3回、地域連絡部会等：2回、メールマガジンの配信：22回、市町村意向調査：1回を実施した。	バイオマス利活用を推進するための事業化に向けた具体的な検討が必要である。	No.2、6、29、30、31	9.2、9.4、12.4、12.5、12.8
バイオ燃料利活用普及促進事業費	220	220	0	普及啓発資材を配布することで、バイオ燃料の地産地消の取組の促進を図った。	バイオディーゼル燃料に関する国内外の情勢変化に対応しつつ、バイオ燃料の普及啓発や事業者等への情報提供に取り組む必要がある。	No.2、6、31	9.2、9.4、12.4、12.5、12.8
地域バイオマス利活用促進事業費	115,046	797,563	323,848	「地域バイオマス利活用促進事業」において、バイオマス利活用施設整備に係る補助を行い（1事業：計4,895千円）、バイオマス産業都市構想に位置づけられた事業化プロジェクトを支援した。	制度の周知、事業実施体制の確立、国や市町村との情報共有などが必要である。	No.2	9.2、9.4、12.4、12.5、12.8
林業・木材産業構造改革事業費 (うち木質バイオマス利用促進施設の整備)	832,111 の内数	915,669 の内数	659,091 の内数	木質バイオマス利活用施設整備への支援要望なし。	木質バイオマス利用施設整備に要するイニシャルコストの低減化（小規模で高効率な木質バイオマス利用・燃焼機器の普及）、燃料となる木質バイオマス（林地未利用材等）を近隣地域から低コストで安定的に調達する仕組み・体制づくりが必要である。	No.2、3、11、29	7.1、7.2、7.3、8.1、9.2、9.4、12.2、15.2、15.b
木質バイオマス資源活用促進事業費	26,500	17,401	8,951	・発電用木質バイオマスの安定供給体制を構築するため、林業事業者における林地未利用材の集荷・搬出作業の取組拡大に向けた現地見学会（2か所）の開催や実践テキストの作成・配布のほか、林地未利用材の効率的な流通体制構築に向けた集荷・搬出拠点の設置効果（3か所）やレンタル機械による集荷モデル（4件）の実証結果の普及に取組んだ。 ・地域における木質バイオマスの熱利用を拡大させるため、家庭用ペレットストーブの展示会（20回）や普及セミナー（1回）の開催、ペレットストーブ等設置・施工ハンドブックの作成・配布、室内空間デザインコンクールの開催のほか、業務用小規模木質バイオマスボイラーの導入促進セミナー（2回）や研修会（2回）を開催した。	・発電用木質バイオマスを近隣の森林資源から調達することは運送に必要な化石燃料を削減する点でも重要であり、地域の木材流通実態に応じ、より多くの林業事業者が林地未利用材の集荷・搬出に取組むよう、作業方法や流通体制等の普及PRが必要である。 ・家庭用暖房機器ユーザーにおける木質ペレットの認知度は高まっており、ペレットストーブ等導入住宅等の設計・施工業者に対する技術面での支援が必要である。 ・地域の熱利用施設において、地域の木質バイオマス資源を有効活用する小規模・高効率な木質バイオマスボイラーの導入促進が必要である。	No.2、3、11、29	7.1、7.2、7.3、8.1、9.2、9.4、12.2、15.2、15.4、15.b
木質バイオマス供給に向けた道有林の取組【非予算事業】	0	0	0	道有林整備に伴い発生する林地未利用材について有効活用を図るため、協定販売やインターネットを介して林地未利用材発生情報を発信するとともに、オープンカウンター方式により販売などを実施した。	林地未利用材を積極的に供給する体制の構築が必要である。	No.2	12.2

【その他関連事業】※他の施策で評価

地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）、環境産業関連製品技術開発振興事業、エネルギー地産地消事業化モデル支援事業、地域主体の新工ネ導入支援事業、地域資源活用基盤整備支援事業、地域新エネルギー導入調査総合支援事業、エネルギー地産地消スタートアップ事業、畜産環境保全推進対策事業費、草地畜産基盤整備事業（畜産担い手育成総合整備型（再編整備事業））、水産系廃棄物適正処理促進事業費、北の住みえるタウン推進事業、流域下水道事業費、地域新エネルギー導入アドバイザー制度【非予算事業】

今後の方向

- 「北海道バイオマスネットワーク会議」ワーキンググループにおいて、道内のバイオマス利活用方策の検討、将来の事業化に向けた検討を進める。
- 国の「バイオマス活用推進基本法」等を踏まえ、関係者と連携し、利活用システムの構築や施設整備を促進するとともに、利活用技術の研究開発、利活用に関する普及啓発等を進め、バイオマスのエネルギーや製品としての利活用による地域循環圏の形成に向けた取組を総合的・計画的に推進する。

<b>施策別点検・評価シート（Cシート）</b>	点検・評価の担当課	気候変動対策課	評価年月 令和2年10月
--------------------------	-----------	---------	-----------------

施策の位置づけ (施策分野名)	II 北海道らしい循環型社会の形成
施策No.・施策名	9 リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興



【施策の評価】

事業名	H30年度予算 (千円)	R1年度予算 (千円)	R2年度予算 (千円)	R1年度の主な取組・進捗状況	課題	関連施策No.	関連するSDGsのターゲット
循環型社会形成戦略的推進事業 (3R連携推進事業費)	184	184	165	北海道リサイクル製品（ブランド）認定制度を運用し、リサイクル製品の利用拡大を図った。北海道認定リサイクル製品は、令和元年度の新規認定（1製品）を含め、計192製品（R2.3末）となっている。また、これら192製品のうち、4製品を北海道リサイクルブランドとして認定している。	リサイクル製品の一部に利用率の低い製品も見受けられることから、更なるリサイクル製品の利用拡大を図る必要がある。	No.6、30	9.4、11.6、12.4、12.5
北海道循環資源利用促進協議会の運営 【非予算事業】	0	0	0	道民の生活や事業活動に伴い排出される未利用循環資源の有効な利用促進を図るため、建設廃棄物処理効率化・資源化促進WG、廃石膏ボードによるリン回収リサイクル事業化WGを設置し、それぞれの課題等について協議・検討したほか、プラスチックの資源循環をテーマに資源リサイクルセミナーを開催した。	協議会活動の活性化及び活動成果の情報発信・普及啓発など	No.6、30	9.4、11.6、12.4、12.5
循環資源利用促進事業費	1,018,710	994,222	915,505	循環資源利用促進施設整備整備費補助事業（11事業665,584千円）、リサイクル技術研究開発費補助事業（3事業15,111千円）、北海道認定リサイクル製品のPRを実施した。補助を利用した設備整備や研究開発などが進められており、事業者において産業廃棄物の排出抑制、再資源化の取組が進むなど、順調に推移している。	産業廃棄物の排出抑制、再資源化の効果の高い取組への支援の展開を図る必要がある。	No.2、6、30、32	9.4、11.6、12.4、12.5
リサイクル産業創出事業・振興事業	20,402	15,328	15,325	リサイクル産業創出支援事業補助1件、北海道循環資源利用促進協議会事業化促進部会開催、同部会のWGによる検討等により、新たなリサイクル産業の創出を図った。	企業ニーズの把握に努めるとともに、事業化に向けたきめ細かいフォローアップを行う等が必要である。	No.30	7.1、7.2.7.3、7.a、7.b、8.1、8.4、9.2、9.4、11.6、11.b、12.1、12.2、12.6、12.7、12.8、13.2、13.3、14.3、14.5

【その他関連事業】※他の施策で評価

地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）、循環型社会推進費（3R推進費）、市町村におけるグリーン購入の促進【赤いカチャツグ事業】、環境産業関連製品技術開発振興事業
--

今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>■本道の既存産業の技術基盤を活用したリサイクル事業の展開や、リサイクル産業が抱える原材料調達の量的・質的な不安定性、事業の経済性、リサイクル製品の需要開拓などの課題解決に向け、循環資源利用促進税等を活用して支援を行う。</li> <li>■リサイクル製品等に関する情報提供や、関係者が連携して取組を進めるための協議会の運営などにより、リサイクル産業の振興を図る。</li> </ul>
-------	---

<b>施策別点検・評価シート（Cシート）</b>	点検・評価の担当課	自然環境課	評価年月 令和2年10月
--------------------------	-----------	-------	-----------------

施策の位置づけ (施策分野名)	Ⅲ 自然との共生を基本とした環境の保全と創造
施策No.・施策名	10 すぐれた自然環境の保全



【施策の評価】

事業名	H30年度予算 (千円)	R1年度予算 (千円)	R2年度予算 (千円)	R1年度の主な取組・進捗状況	課題	関連施策No.	関連する SDGsのターゲット
自然環境保全監視費	32,167	31,227	31,110	各自然公園や鳥獣保護等の保護管理、利用者や狩猟者の指導及び希少種の保護監視等を行うため、自然保護監視員等を配置（自然保護監視員137名、鳥獣保護管理員282名、生物多様性保全監視員247名（兼務含む））し、自然環境の保全を図った。	これまで以上に効率的・効果的な監視体制となるよう、各振興局と十分協議のうえ監視員を配置する必要がある。	No.16、18、20	15.1、15.3、15.5
自然公園計画策定費 (うち 公園計画点検費)	472	425	391	社会的情勢及び自然環境の変化に対応した適正な保護と利用を図るため、大沼国定公園、榑山道立自然公園の点検等を実施した。	近年は自然公園の利用形態が多様化し、また、急激に社会情勢や自然環境が変化してきているため、これに対応した公園計画の見直しや変更が必要である。	No.16、20	6.6、15.1、15.4、15.9、15.a
厚岸国定公園指定促進費	-	15,764	5,727	国立公園に準ずる優れた自然の風景地を有していることから、更なる保全と適正な利用を図るため、自然環境等必要な調査の実施や地元協議会を開催するとともに、各関係機関と必要な調整を実施した。	特になし。	No.16	15.1、15.4、15.9、15.a

【その他関連事業】※他の施策で評価

国土利用計画推進費、土地利用規制等対策費（うち 土地利用基本計画の管理など）、海岸漂着物地域対策推進事業費、生物多様性保全推進事業費、自然公園施設整備費、自然公園保全費、自然公園管理費（道設公衆トイレ維持管理費）、野幌森林公園管理費・施設整備費、文化財保存対策費
---

今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>■北海道の貴重な自然環境を保全し、後世に引き継いでいくため、自然公園や道自然環境保全地域等のすぐれた自然環境を適切に保護・管理する。</li> <li>■すぐれた自然環境を適切に保護・管理するため、今後も自然保護監視員等による監視活動を継続実施する。</li> <li>■ラムサール条約湿地の保全と賢明な利用について普及啓発を進めていく。</li> <li>■厚岸道立自然公園とその周辺地域の国定公園指定に向け各関係機関と協議を継続し、スケジュールどおり令和2年11月の指定申出を目指す。</li> </ul>
-------	--



<b>施策別点検・評価シート（Cシート）</b>	点検・評価の担当課	自然環境課	評価年月 令和2年10月
--------------------------	-----------	-------	-----------------

施策の位置づけ (施策分野名)	Ⅲ 自然との共生を基本とした環境の保全と創造
施策No.・施策名	11 公益的な機能の高い森林の保全



【施策の評価（主な関連事業）】

事業名	H30年度予算 (千円)	R1年度予算 (千円)	R2年度予算 (千円)	R1年度の主な取組・進捗状況	課題	関連施策No.	関連するSDGsのターゲット
森林整備事業【造林・林道】 (森林環境保全整備事業・農山漁村 地域整備交付金)	8,178,852	9,213,124	10,270,221	森林の有する多面的機能の維持・増進を図るため、造林：7,578ha、間伐： 16,942ha、路網改良・開設27,273mを実施した。（一般民有林）	森林の二酸化炭素吸収機能による地球温暖化防止など、森林の多面的機能の発揮に 対する道民の期待が一層高まっている。	No.3、13、29、31	6.4 6.5 6.6 8.1 15.1 15.2 15.3 15.4 15.a 15.b
未来につなぐ森づくり推進事業費補 助金	682,000	682,000	682,000	森林の有する多面的機能の発揮と山村地域の振興を図るため、伐採跡地等への植 林：5,428haを実施した。	森林の二酸化炭素吸収機能による地球温暖化防止など、森林の多面的機能の発揮に 対する道民の期待が一層高まっている。	No.3、29	6.4 6.5 6.6 8.1 15.1 15.2 15.3 15.4 15.a 15.b
持続的林业確立対策事業費 (間伐材生産、資源高度利用型施 業、路網整備)	301,161	580,752	332,023	地区内の木材需要に対応するため、木材の搬出等に必要路網を2,480m開設した。	木材需要に応じて原木を安定的に供給するため、搬出間伐等への支援が必要である。	No.3、29	6.4 6.5 6.6 8.1 15.1 15.2 15.3 15.4 15.a 15.b
合板・製材・集成材生産性向上・品 目転換促進対策事業費 (間伐材の生産、路網整備、造林)	3,605,281	2,369,600	1,110,555	原木を安定的に供給するため、間伐を2,956haを実施し、木材の搬出等に必要路網 を53,710m開設した。	木材需要に応じて原木を安定的に供給するため、搬出間伐や路網整備等への支援が必要 である。	No.3、29	6.4 6.5 6.6 8.1 15.1 15.2 15.3 15.4 15.a 15.b
治山事業費（防災林造成事業）	504,000	484,000	406,000	森林造成を行い、快適な生活・自然環境の保全・形成を図るため、なだれ防止林造 成（4件）、海岸防災林造成（4件）、防風林造成（2件）を実施した。	なだれ、土砂の崩壊・流出、飛砂、強風などの被害を防止していくため、今後とも治 山事業を実施していく必要がある。	No.3、29	8.1、15.1、15.2、15.4
道有林野事業（森林整備事業）	2,983,936	4,041,639	4,187,885	道有林における公益的機能の維持増進を図るため、全道で路網の開設23km、植栽 1,330ha、間伐4,180haを実施した。	地球温暖化防止をはじめとする森林の公益的機能の発揮に対する道民の期待は大き く、順次主伐期を迎える人工林の適切な間伐や更新を計画的に推進する必要がある。	No.3、29	15.2、15.b
道有林における生物多様性保全の取 組【非予算事業】	0	0	0	希少な野生動植物の保全、溪畔林などの森林の連続性の確保を図るため、生物多様 性保全の森におけるモニタリング調査や保残伐施業の実証実験などを実施した。	木材生産と生物多様性保全の両立に向けた取組が必要である。	—	6.6、15.1、15.4、 15.9

【その他関連事業】※他の施策で評価

国土利用計画推進費、土地利用規制等対策費（うち 土地利用基本計画の管理など）、＜北の木の家＞優遇ローン制度構築への支援協力、北の「木づかい」運動の展開【赤いカ「フレッグ」事業】、林業・木材産業構造改革事業費（うち 木質バイオマス利用促進施設の整備）、木質バイオマス資源活用促進事業費、生物多様性保全に向けた森林の整備・保全の促進【非予算事業】、森林環境譲与税の活用による森林吸収源対策の推進、全国育樹祭開催事業費、治山事業費（水源地域等保安林整備事業）、「北の魚つきの森」活動支援【赤いカ「フレッグ」事業】

今後の方向	■森林の持つ多面的機能の発揮を図るため、公益的な機能の高い森林の整備及び保全を推進する。
-------	--

<b>施策別点検・評価シート（Cシート）</b>	点検・評価の担当課	自然環境課	評価年月 令和2年10月
--------------------------	-----------	-------	-----------------

施策の位置づけ (施策分野名)	Ⅲ 自然との共生を基本とした環境の保全と創造
施策No・施策名	12 快適な環境の保全と創造



【施策の評価（主な関連事業）】

事業名	H30年度予算 (千円)	R1年度予算 (千円)	R2年度予算 (千円)	R1年度の主な取組・進捗状況	課題	関連施策No.	関連するSDGsのターゲット
海岸保全施設整備事業費	1,411,819	2,023,637	2,036,000	津波、高潮及び侵食被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備を行い、地域特性に応じた自然環境と共生する海岸づくりを進めるため、海岸保全施設整備事業を9地区で実施した。	特になし	—	1.5、2.4、11.b
環境・生態系保全活動支援事業費	45,990	44,816	43,388	漁業者等が行う藻場・干潟等の機能の維持・回復に資する保全活動に支援を行った。 ①藻場：母藻設置、食害生物の除去、岩盤清掃など ②干潟：耕うん、客土、堆積物の除去など	藻場・干潟等は、潜在的に保全活動を実施していた漁業者の減少・高齢化に伴い藻場・干潟の減少や機能低下が進行している。	No.29	14.2
みどり豊かな道づくり事業	40,000	40,150	39,860	街路樹の補植等により、環境に配慮した道づくりを行った。	特になし	No.3、31	—
土木施設維持管理費（治水維持補修費）（生きている川づくり推進事業費） 河川改良費（河川特別対策事業費）（生きている川づくり推進事業）	119,600	121,600	120,760	親しみやすい川・水質の改善・魚道の整備など「生きている川づくり」を行った。 （旧琴似川など道内5河川）	特になし	No.15	—
土木施設維持管理費（治水維持補修費）（水と緑の環境回復事業費）	748,000	778,600	810,550	地域住民の要望を考慮した除草、環境施設の機能回復等の河川環境管理を行った。	特になし	—	—
土木施設維持管理費（治水維持補修費）（海辺のふれあい事業）	2,000	2,000	2,000	常呂海岸（北見市）看板設置を行い、施設の充実を図った。	特になし	—	—
河川整備事業費（環境整備事業）	914,500	972,000	920,000	魚類の遡上に支障となっている河川横断工作物の改築や自然環境が消失又はその恐れのある河川の自然環境の保全・復元を然別川、久春呂川など6河川で実施した。	特になし	—	—
野付崎海岸侵食対策事業	115,560	108,067	80,000	低気圧による海浜地の欠壊を受け、国土保全ならびに環境植生の防護を目的とした消波堤 L=30.4mを実施した。	土砂収支の不均衡が侵食の大きな理由となっており、野付半島全体の地形変化を把握しながらの施設整備が必要とされ、対策には時間を要する。	No.13	11.b
都市公園事業費	749,188	828,269	918,508	北海道子どもの国での遊戯施設整備などを実施した。	特になし	No.13、15、31	11.7
道立都市公園整備費	84,224	132,496	187,536	オホーツク公園の管理施設改修などを実施した。	特になし	No.13、15、31	11.7

【その他関連事業】※他の施策で評価

国土利用計画推進費、北海道の豊かな水と自然を守る事業「北海道e-水プロジェクト」【赤いが「れんが」事業】、地域用水環境整備事業、生物多様性保全に向けた森林の整備・保全の促進【非予算事業】
---

今後の方向	■河川・湖沼・海岸など、関係者と連携し、多様な水辺空間の保全と整備に努める。
-------	--

<b>施策別点検・評価シート（Cシート）</b>	点検・評価の担当課	自然環境課	評価年月 令和2年10月
--------------------------	-----------	-------	-----------------

施策の位置づけ (施策分野名)	Ⅲ 自然との共生を基本とした環境の保全と創造
施策No.・施策名	13 北海道らしい景観の形成



【施策の評価（主な関連事業）】

事業名	H30年度予算 (千円)	R1年度予算 (千円)	R2年度予算 (千円)	R1年度の主な取組・進捗状況	課題	関連施策No.	関連するSDGsのターゲット
北海道遺産構想の推進	0	0	0	地域づくり総合交付金による支援（R1実績：1件90万円）。 NPO法人北海道遺産協議会の総会や理事会にオブザーバーとして出席し、必要な助言を実施。 ※参考 ○北海道遺産の保全・活用事業（民間企業の寄附金を活用した事業） ・イオン㈱ （R1実績：選定事業14件、総額500万円） 道との包括連携協定に基づく「ほっかいどう遺産WAON」の寄附金を活用した北海道遺産の保全事業 ・磯伊藤園 （R1実績：助成事業6件、総額90万円） 商品売上金額の一部寄附金を活用した北海道遺産に係る自然環境保護、保全事業	特になし	-	-
屋外広告物景観指導対策費	14,274	13,978	13,513	良好な景観形成と風致の維持を図るため、屋外広告物の許可（3,541件）及び指導（624件）を行った。	特になし	No.31	11.3、11.7
美しい景観のくにつくり推進事業費	1,967	1,967	1,837	景観法に基づく行為の届出制度運用（R1実績：660件）、市町村が独自の景観づくりを行うための情報提供等の支援により、良好な景観形成を図った。	広域景観形成の推進、市町村の景観行政団体移行の促進が必要である。	No.31	11.3
北海道景観づくりサポート企業登録制度【赤レガチャレンジ事業】	0	0	0	登録企業（86企業）が実施している取組を道のホームページにて情報発信、登録企業にロゴマークを提供するなどの支援を行った。	制度の周知、登録企業の協働体制づくりが必要である。	No.27	11.3
文化財保存対策費	3,001	3,001	2,942	文化財の指定、保存、及び活用等を実施した。 ①国指定（3件） ②文化財パトロール事業 ③銃砲刀剣類登録規則による登録審査会開催及び登録事務	道内には貴重な文化財が数多く残されており、時代の推移により保存や伝承が困難となっているものもあるため、文化財に親しむ機会の提供や文化財情報の発信に努め、次世代に伝承していく必要がある。	No.10	11.4

【その他関連事業】※他の施策で評価

国土利用計画推進費、土地利用規制等対策費（うち土地利用基本計画の管理など）、地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）、地域用水環境整備事業、森林整備事業（森林環境保全整備事業・農山漁村地域整備交付金）、道路交通安全施設費（自転車道整備費）、野付海岸優良対策事業、都市公園事業費、道立都市公園整備費

今後の方向	■「北海道景観形成ビジョン」に基づき、「美しい景観のくに、北海道」をめざして、自然と調和した良好な景観を形成する取組を推進する。
-------	--

<b>施策別点検・評価シート（Cシート）</b>	点検・評価の担当課	自然環境課	評価年月 令和2年10月
--------------------------	-----------	-------	-----------------

施策の位置づけ (施策分野名)	Ⅲ 自然との共生を基本とした環境の保全と創造
施策No.・施策名	14 知床世界自然遺産の厳格な保全と適正な利用



【施策の評価（主な関連事業）】

事業名	H30年度予算 (千円)	R1年度予算 (千円)	R2年度予算 (千円)	R1年度の主な取組・進捗状況	課題	関連施策No.	関連する SDGsのターゲット
知床地域自然環境保全管理費	8,157	10,034	9,923	海域WGの開催、サケ科魚類モニタリング調査委託業務の実施により、顕著な普遍的価値を持つ知床の管理・保全に取り組んだ。 また、知床の価値について改めて考える日である「知床の日」（毎年1月30日）には、道民カレッジ連携講座を開催し、知床の価値の普及に努めた。	遺産地域内海域の海洋生態系の保全と、漁業や海洋レクリエーションなど人間活動による適正な利用の両立を将来にわたって維持していく必要がある。	No.15、16、32	6.6、11.4、14.2、15.1、 15.4、15.9、15.a

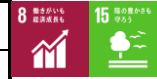
【その他関連事業】※他の施策で評価

地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）
-----------------------

今後の方向	<p>■世界自然遺産である知床は道民の財産であることから、自然遺産を保全するために関係機関と連携しながら各種モニタリングを継続していくほか、「知床エコツーリズム戦略」を踏まえた知床世界自然遺産の適正な保全と利用に向けた取組を、関係機関と連携しながら進めていく。</p>
-------	--

<b>施策別点検・評価シート（Cシート）</b>	点検・評価の担当課	自然環境課	評価年月 令和2年10月
--------------------------	-----------	-------	-----------------

施策の位置づけ (施策分野名)	Ⅲ 自然との共生を基本とした環境の保全と創造
施策No.・施策名	15 自然とのふれあいの場と機会の確保



【施策の評価（主な関連事業）】

事業名	H30年度予算 (千円)	R1年度予算 (千円)	R2年度予算 (千円)	R1年度の主な取組・進捗状況	課題	関連施策No.	関連するSDGsのターゲット
自然公園施設整備費	189,066	264,019	358,775	国立、国定及び道立自然公園の適正な利用と景観保全を図るため、38施設で補修・改良等を実施した。	道が所有する諸施設の老朽化が進んでおり、補修・改良が必要な施設が増加傾向にある。また、近年のインバウンドの増加による対応も新たに求められている。	No.10、16	15.1、15.4、15.9、15.a
野幌森林公園管理費・施設整備費	128,132	13,338	12,986	道立自然公園野幌森林公園の巡視、利用者指導、警備等を実施した。（野幌森林公園森林地区入込数 148,971人）	特になし	No.10、16	-
オホーツク流水科学センター費	78,766	79,763	79,536	オホーツク流水科学センターの管理運営を実施した。（オホーツク流水科学センターの施設利用者数 37,118人）	特になし	No.26	-
北海道博物館管理運営費	346,757	407,486	343,098	北海道博物館（本館）、北海道開拓の村、自然ふれあい交流館の管理運営を実施した。（自然ふれあい交流館入館者数 34,280人）	特になし	No.26	-
ふれあいの小径整備	11,038	9,934	10,433	道民が安全かつ自由に森林を利用できるよう、必要な維持管理（草刈り、散策路の補修等）を58箇所で行った。	今後も、道民が安全かつ自由に森林を利用できるよう、継続して行う必要がある。	No.27	8.1、15.2、15.4、15.b
森の情報発信	5,539	4,985	4,037	森林づくりに対する道民の理解の醸成を図るため、地域のニーズに応じた森林ふれあいプログラム（563回）の提供や季節情報誌の発行（17森林室）を実施した。	地域づくり活動の更なる活性化を図るため、森林づくりに関する情報等を発信する必要がある。	No.26、27、32	8.1、15.2、15.4、15.b
道民森づくりの集い	1,358	1,358	0	全道規模での森づくり活動のネットワークの強化・拡大を図るため、道民森づくりの集いを開催（1回）した。（参加者数 1,644人）	森林やみどりづくりに対するニーズを的確に把握し、道民の森づくりへの参加を促進するため、行政や関係団体等による相互の情報交換の場などを確保していく必要がある。	No.26、27、32	8.1、15.2、15.4、15.b
北海道植樹祭	1,795	7,177	9,262	緑豊かな住みよい環境づくりと緑化思想の普及啓発等のため、北海道植樹祭・育樹祭を開催（1回）した。（参加者数 704人）	今後も、緑豊かな住みよい環境づくりと緑化思想の普及啓発等を継続して実施する必要がある。	No.26、27	8.1、15.2、15.4、15.b
全国育樹祭開催事業費	13,841	56,276	290,550	全国育樹祭基本計画や実施計画(案)を策定するとともに、お手入れ会場におけるお手入れ樹木の管理、会場整備を実施。また、第43回全国育樹祭（沖縄県）で、知事による北海道開催のPRを実施。	新型コロナウイルス感染症対策に鑑み、全国育樹祭の開催が1年延期となった。	No.3、11、26	-
道立の森維持運営費	186,083	210,199	190,083	自然とともに生きる心を培うことを目的とし、レクリエーション、スポーツ、森林学習、文化活動などが体験できる「道民の森（当別町・月形町）」の維持運営を実施した。	利用者のサービス向上を図るため、道民ニーズを踏まえた森林とふれあえる機会の充実や老朽化した施設の効率的な維持管理が必要である。	No.26	8.1、15.2、15.4、15.b
「北の里山」登録制度【非予算事業】	0	0	0	道民が森林とふれあい親しむ場を創出するため、「北の里山」登録制度の普及PRを推進した。	登録地での活動を促進する必要がある。	No.27、32	8.1、15.2、15.4、15.b

【その他関連事業】※他の施策で評価

地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）、自然公園管理費（旭岳ビジターセンター維持管理費）、自然公園管理費（道設公衆トイレ維持管理費）、知床地域自然環境保全管理費、アウトドア活動振興環境整備事業費、地域用水環境整備事業、地域と連携した森林づくり活動参加促進事業費、森林づくりへの企業の参加促進（赤いカブリッジ事業）、木育推進事業費、土木施設維持管理費（治水維持補修費・生きている川づくり推進事業費）、都市公園事業費、道立都市公園整備費
--

今後の方向	■本道の豊かですぐれた自然環境を今後も維持しながら利用できるよう、近年、増加しているインバウンド対応も含め、自然公園等において必要な施設整備等を行う。
-------	---

<b>施策別点検・評価シート（Cシート）</b>	点検・評価の担当課	自然環境課	評価年月 令和2年10月
--------------------------	-----------	-------	-----------------

施策の位置づけ (施策分野名)	Ⅲ 自然との共生を基本とした環境の保全と創造
施策No.・施策名	16 自然の適正な利用



【施策の評価（主な関連事業）】

事業名	H30年度予算 (千円)	R1年度予算 (千円)	R2年度予算 (千円)	R1年度の主な取組・進捗状況	課題	関連施策No.	関連する SDGsのターゲット
自然公園美化活動推進事業費補助金	2,434	2,190	2,118	道内の重要・主要な自然公園等の地域において、美化清掃活動の推進及び適正利用のためのマナー普及等を支援した。	今後の活動を継続していくため実施体制の維持が必要である。	No.27	15.1、15.4、15.9、 15.a
自然公園保全費	2,258	2,136	1,802	自然公園内行為に係る現地調査、巡視の実施。スノーモビル等の乗り入れ規制地区における案内標識、制札の設置・更新。大雪山国立公園利用者への指導を実施した。	近年は、様々なアウトドア活動や自然体験へのニーズが高まってきており、自然公園の利用のあり方や、利用者が多様化しているため、今まで以上に適正な利用を促進する必要がある。	No.10	15.1、15.4、15.9 15.a
自然公園管理費 (道設公衆トイレ維持管理費)	24,908	24,725	25,145	道が国立・国定公園に整備した公衆トイレ108カ所のうち77カ所について、水道料、下水道料、電気料、浄化槽保守点検料などの基本的経費を負担し、維持管理を実施した。	公衆トイレのほとんどが整備後約20年以上経過しており、施設内の電気・機械設備等の更新が課題となっている。 また、近年のインパウンドの増加によるユニバーサル化への対応も求められている。	No.10、15	15.1、15.4、15.9、 15.a
アウトドア活動振興環境整備事業費	391	389	368	アウトドアガイド等の認定、北海道アウトドア資格制度推進委員会の運営、資格制度普及PRを実施し、アウトドア活動を支える基盤づくりを推進した。	「北海道アウトドア資格制度」の普及定着が必要である。	No.15、29	8.9

【その他関連事業】※他の施策で評価

地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）、自然環境保全監視費、自然公園施設整備費、自然公園計画策定費（うち公園計画点検費）、厚岸国定公園指定促進費、知床地域自然環境保全管理費、野幌森林公園管理費・施設整備費
--

今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>■本道の豊かですぐれた自然環境を、今後も維持しながら快適に利用できるよう、自然公園等の美化活動を推進する。</li> <li>■近年、自然公園の利用のあり方や利用者も多様化しているため、自然公園内の巡視及び利用者の指導や標識の設置・更新などを行い、これまで以上に適正な利用を促進する。</li> <li>■アウトドア資格制度の運営を通じ、アウトドア活動を支える基盤づくりを推進する。</li> <li>■地域の特性を生かしたエコツーリズム、グリーン・ツーリズム、アドベンチャートラベル等を推進する。</li> </ul>
-------	---

<b>施策別点検・評価シート（Cシート）</b>	点検・評価の担当課	自然環境課	評価年月 令和2年10月
--------------------------	-----------	-------	-----------------

施策の位置づけ (施策分野名)	Ⅲ 自然との共生を基本とした環境の保全と創造
施策No.・施策名	17 飼養動物の愛護と管理



【施策の評価】

事業名	H30年度予算 (千円)	R1年度予算 (千円)	R2年度予算 (千円)	R1年度の主な取組・進捗状況	課題	関連施策No.	関連する SDGsのターゲット
動物愛護管理対策推進費	16,669	16,345	15,022	動物の適正な飼養及び取扱いの推進、道民の動物愛護精神の高揚を図るため、動物の不適正飼養者及び動物取扱業者への立入検査や苦情処理対応、犬猫の引取り業務（返還、譲渡、安楽殺処分）及び動物愛護週間行事などの普及啓発事業を実施した。	不適正飼養による迷惑行為、多頭飼育崩壊によるネグレクト、動物取扱業者に起因するトラブル、動物虐待等が社会問題となっている。また、保健所における犬猫の引取り件数も依然としてなくなるらない。	No.19	15.8

【その他関連事業】※他の施策で評価

生活安全警察費（環境事犯等の捜査・取締り）
-----------------------

今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>■犬猫の所有者に対し、終生飼養などの飼い主責任を啓発することにより、犬猫の引取り数を減少させ、また、所有者明示措置の推進による飼い主への返還数の増加や、譲渡事業の推進による安楽殺処分数の減少を図る。</li> <li>■動物による迷惑行為については、飼い主への適正飼養の啓発を行うとともに、必要に応じ、立入調査などの対応を行う。</li> </ul>
-------	--

<b>施策別点検・評価シート（Cシート）</b>	点検・評価の担当課	自然環境課	評価年月 令和2年10月
--------------------------	-----------	-------	-----------------

施策の位置づけ (施策分野名)	Ⅲ 自然との共生を基本とした環境の保全と創造
施策No.・施策名	18 希少野生動植物種の保護



【施策の評価】

事業名	H30年度予算 (千円)	R1年度予算 (千円)	R2年度予算 (千円)	R1年度の主な取組・進捗状況	課題	関連施策No.	関連する SDGsのターゲット
生物多様性保全推進事業費	10,236	10,395	10,198	希少野生動植物種保護対策として、ヒダカソウなどの指定希少野生動植物種のモニタリングの実施や、国と連携してタンチョウの保護増殖事業を実施したほか、レッドリスト（絶滅のおそれのある種のリスト）の見直し作業を進めた。	希少種の保護については、絶滅のおそれに応じて適切に進めていく必要があることから、改訂が行われていない分類群のレッドリストについて速やかに改訂作業を進める必要がある。	No.10、27、32	15.1、15.5、15.7

【その他関連事業】※他の施策で評価

自然環境保全監視費、生活安全警察費（環境事犯等の捜査・取締り）
---------------------------------

今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>■レッドリストの見直しを行い、道内の野生生物の種の現状を把握していく。</li> <li>■その状況に応じ、北海道希少野生動植物種保護基本方針に基づき、指定希少野生動植物種の指定などの取組を通じ、希少野生動植物種の保護を総合的に進める。</li> <li>■タンチョウなど種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の保護については、国等と連携しながら保護増殖事業等に基づき道の役割を遂行する。</li> </ul>
-------	--



<b>施策別点検・評価シート（Cシート）</b>	点検・評価の担当課	自然環境課	評価年月 令和2年10月
--------------------------	-----------	-------	-----------------

施策の位置づけ (施策分野名)	Ⅲ 自然との共生を基本とした環境の保全と創造
施策No.・施策名	19 外来種の防除の推進



【施策の評価】

事業名	H30年度予算 (千円)	R1年度予算 (千円)	R2年度予算 (千円)	R1年度の主な取組・進捗状況	課題	関連施策No.	関連する SDGsのターゲット
生物多様性保全推進事業費	10,236	10,395	10,198	道内の生物多様性に著しい影響を及ぼす又はそのおそれがある指定外来種に指定されているアズマヒキガエルの目撃情報を道HPで公表し拡散防止について普及啓発を行うとともに、特定外来生物であるアライグマやセイヨウオオマルハナバチの捕獲などを実施し、外来種の防除を推進した。	外来種の生息域拡大のため、農業等被害額が増加するとともに、希少な野生動植物が生息・生育する地域など重要な地域への外来種の侵入が危惧されている。また、道内の生物の多様性に影響を及ぼす外来種の最新の実態を把握し、対策の基礎資料とするため、改訂が行われていない分類群のブルーリスト（北海道の外来種リスト）について速やかに改訂作業を進める必要がある。	No.10、27、32	15.8
外来魚拡散防止総合対策事業費	313	122	70	道内の外来魚の生息状況、地元と連携した外来魚の駆除（ブラウントラウト：渡島管内5河川）、外来魚の移植禁止の周知を図るための啓発活動を実施した。	ブラウントラウトの生息箇所は拡散傾向にあるが、遊漁で利用している実態にあることから、拡散防止対策を円滑に行うために遊漁者との合意形成が必要である。	—	15.8

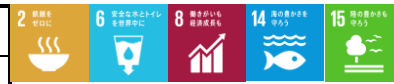
【その他関連事業】※他の施策で評価

北海道の豊かな水と自然を守る事業「北海道e-水プロジェクト」【赤いカ「リボン」事業】、動物愛護管理対策推進費、生活安全警察費（環境事犯等の捜査・取締り）
--

今後の方向	<p>■北海道外来種対策基本方針に基づき、アライグマなど侵略的外来種から優先的に、様々な主体と連携し駆除等の取組を推進する。          (■ブラウントラウトは、遊漁者が利用している実態があるため、遊漁者の理解促進と併せて駆除を行っていく。)          (■ブルーギルやブラウントラウトは、河川等で再生産（繁殖）しており、撲滅までに時間を要することから、さらなる拡散防止に向け検討を進めていく。)</p>
-------	---

<b>施策別点検・評価シート（Cシート）</b>	点検・評価の担当課	自然環境課	評価年月 令和2年10月
--------------------------	-----------	-------	-----------------

施策の位置づけ (施策分野名)	Ⅲ 自然との共生を基本とした環境の保全と創造
施策No.・施策名	20 野生鳥獣の適正な保護管理



【施策の評価】

事業名	H30年度予算 (千円)	R1年度予算 (千円)	R2年度予算 (千円)	R1年度の主な取組・進捗状況	課題	関連施策No.	関連するSDGsのターゲット
鳥獣保護対策推進費	6,730	6,509	6,450	鳥獣保護区（9カ所）、特定猟具使用禁止区域（13カ所）の指定等を行い、案内板や札を整備。法第9条に基づく鳥獣捕獲許可事務の実施。また、北海道アザラシ管理検討会を開催（2回）した。	アザラシの管理について、生息数増加に伴う漁業被害が深刻化していることから、管理計画の推進に向けた個体数、行動圏、生態に関する知見の蓄積が必要である。	—	14.2、14.5、14.c
ヒグマ対策推進費	3,781	3,645	2,733	人材育成のための捕獲の実施（全道）、ヒグマ対策地域連絡協議会の開催（全道10振興局）、ヒグマ注意特別期間の設定による啓発活動の実施、ヒグマ個体群動態調査・広域痕跡調査等の実施、ヒグマ保護管理人材育成研修会（6回）、ヒグマ保護管理検討会の開催（1回）を行った。	将来にわたって地域の危機管理体制を構築していくため、ヒグマ捕獲技術者の育成や保護管理を担う人材を引き続き育成していく必要がある。H30は3件、R1も3件のヒグマによる人身被害が発生し、注意喚起などの啓発活動は継続して取り組んでいく必要がある。	—	15.1、15.4、15.5、15.7、15.a
市街地周辺ヒグマ出没対策事業費	—	5,278	14,000	地上における追払装置の開発及び効果検証、画像（動画）からのヒグマ検出するAIの開発、ヒグマ探索のためのドローンの飛行実験等を行うとともに、ヒグマ地域個体群生息数推定に係る現地調査を行った。	ヒグマによる市街地周辺への出没が近年多発しており、ICTを活用するなど、銃に依存しない安全で効果的な対策手法等を検証するなど、新たな対応策が必要である。	—	15.1、15.4、15.5、15.7、15.a
高病原性鳥インフルエンザ対策事業費	2,086	1,872	1,638	渡り鳥の飛来地の巡視や死亡野鳥等のウイルス検査を実施した。	平成28年度に22都道府県218例（道内10事例）と、過去に例のない規模かつ広範囲の野鳥において確認された。平成29年度も3都県46例が確認されており、引き続き対策を行う必要がある。	—	15.5
狩猟免許事務費	22,331	17,578	17,590	狩猟免許試験の実施（4回/年）、狩猟免許更新適性検査及び講習の実施、狩猟者登録事務の処理、狩猟の指導及び取締りを実施した。	R1年度においても狩猟事故及び狩猟違反が発生しているため、事故、違反の防止のため、一層の注意喚起が必要。	—	15.5
捕獲従事者育成等事業費	2,293	2,159	2,147	地域における安定的なエゾシカ捕獲体制を維持するため、認定鳥獣捕獲等事業者を活用した捕獲研修等を行い、狩猟経験の少ない狩猟者を対象に捕獲技術の向上を促進した。	狩猟者の減少や高齢化に伴い、鳥獣捕獲事業における捕獲従事者が不足している状況であるとともに、若手狩猟者が比較的都市部で多いことから捕獲経験を積むことができない。	—	15.1、15.4、15.5、15.9、15.a
エゾシカ対策推進費	11,740	11,740	11,373	エゾシカ対策協議会、エゾシカ保護管理計画の推進、調査研究（生息環境・捕獲状況調査等実施）、狩猟の適正管理のための巡視・普及啓発を実施した。	エゾシカの生息数が未だ高水準にあり、農林業被害額も依然として深刻な状況が続いているため、更なる対策・調査等を拡充することが必要である。	—	15.1、15.4、15.5、15.9、15.a
エゾシカ緊急対策交付金	50,000	50,000	50,000	市町村が実施するエゾシカ有害駆除による捕獲事業に対して助成した。（82市町村）	交付金による財政的支援により、捕獲頭数の増加が期待できることから、捕獲頭数の目標達成のためには引き続き財政的支援が必要である。	—	15.1、15.4、15.5、15.9、15.a
エゾシカ指定管理鳥獣捕獲等事業費	82,381	72,565	79,712	エゾシカ指定管理鳥獣捕獲等事業を全道10地域で実施し、合計548頭のエゾシカを捕獲した。	個体数の減少には継続した捕獲数の確保が必要であり、鳥獣保護区等、市町村などによる対策が困難な地域における捕獲を一層推進する必要がある。	—	15.1、15.4、15.5、15.9、15.a
エゾシカわな捕獲技術等向上事業費	5,283	4,585	4,614	電気罠を用いたエゾシカの誘引試験を実施し、効果検証を行うとともに、道内の囲いわな事例のデータベース化を行い、囲いわな捕獲に関する普及資料を作成した。	銃を扱うハンターは高齢化に伴って減少する中で、エゾシカ肉の食肉としての需要は年々増加しており、銃によらない捕獲手法の確立が必要である。	—	15.1、15.4、15.5、15.9、15.a
エゾシカ有効活用推進事業費	7,211	7,081	6,909	エゾシカ肉処理施設認証制度の運用及び認証取得施設増加を図るとともに、エゾシカ肉の消費拡大を図るため、シニア世代向けメニューの開発普及、旭川・関西圏において料理セミナー、道内各地で出前講座等を実施した。	安全・安心なエゾシカ肉の供給拡大が必要である。販路・消費拡大のために、多面的な価値の活用や様々な機会での活用促進が不可欠である。	—	15.1、15.4、15.5、15.9、15.a

エゾシカジビエ利用拡大推進事業費	121,000	121,000	120,969	狩猟により捕獲したエゾシカを食肉処理施設へ搬入する経費、及び食肉処理に伴い発生した廃棄物の処理経費に対する支援を実施した。 狩猟者を対象として、衛生管理等の知識・技能取得のための講習会を開催した。	狩猟者に対し、捕獲個体を食用とするための基礎知識（衛生管理等）を習得させることが必要である。 捕獲個体の処理施設への搬入促進が必要である。 廃棄物の割合が高く処理費用が高くなるエゾシカの食肉処理に対する支援が必要である。	—	15.1、15.4、15.5、15.9、15.a
エゾシカ利活用推進地域モデル実証事業費	13,000	13,000	—	エゾシカの地域資源としての一層の活用に向け、利活用率の向上に向けたアドバイザーの派遣、肉質や皮革原料としての特性、ペットフードとしての栄養成分や嗜好性にかかる調査結果を基にした普及用資料の作成とイベント等での周知を実施した。	捕獲から利活用までの一貫した利用活用方を地域に普及させるため、過年度の調査結果を取りまとめた普及用資料の作成・周知を図るとともに、アドバイザー派遣を継続する必要がある。	—	15.1、15.4、15.5、15.9、15.a
鳥獣被害防止対策総合事業費	1,302,640	1,244,159	1,299,708	地域が主体となった総合的な鳥獣被害対策を推進するため、有害駆除や農用地へ侵入防止柵の整備を178地区で実施した。	有害鳥獣による農作物等の被害防止を図るため、継続して鳥獣被害防止総合対策事業を実施する必要がある。	—	2.3、2.4、8.1、15.1、15.4、15.5、15.7、15.9、15.a
トド・オットセイ海獣類被害防止総合対策事業費	4,199	3,903	3,328	漁業被害の防止・軽減化への取組として漁業者ハンターの育成によるトド駆除や採捕個体の有効利用の検討を行うとともに、オットセイによる漁業被害軽減に係る調査へ参画し、海獣類による総合的な被害防止対策を実施した。	トド等海獣類による漁業被害は近年減少傾向にあるが、平成30年度の被害額は約14億円、大きな被害となっている。 トドは、近年、個体数が回復、増加し、環境省や国際自然保護連合は、資源の評価を「準絶滅危惧」へ改善する見直しを行うとともに、水産庁は、深刻な漁業被害がある状況を踏まえ、平成26年8月新たに「トド管理基本方針(令和元年一部改正)」を策定してトド採捕数可能数を拡大し、トドによる漁業被害軽減を目指した対策を実施してきており、引き続き漁業被害軽減対策を講じていく必要がある。	No.29	2.3、8.1、14.2、14.b、15.7
生物多様性保全に向けた森林の整備・保全の促進【非予算事業】	0	0	0	地域森林計画の市町村説明会を活用し、「生物多様性ゾーン」の設定の考え方を説明するとともに、指定拡大の推進を図った。	引き続き「生物多様性ゾーン」の拡大に向けた取組が必要である。	No.11、12	15.4
エゾシカ森林被害防止強化対策事業費	8,898	7,146	7,256	エゾシカの行動把握調査を行うとともに、冬期間の森林内にエサを設置し、おびき寄せたエゾシカを効率的に捕獲する取組を実施した。	多雪地帯等の地域性を考慮した森林内の効率的な捕獲方法の検討が必要である。	—	15.1、15.4、15.5、15.9、15.a
民有林と国有林が連携した溪流生態系保全への配慮【非予算事業】	0	0	0	民有林と国有林が情報交換を行う「北海道内治山事業連絡調整会議」において、魚道整備等の情報交換、調整を実施した。	地域住民等からの溪流生態系保全への配慮に関する要望が高まってきている。	No.29	6.6、15.1、15.4
道有林エゾシカ緊急対策事業費	23,208	23,208	23,208	森林施業と組み合わせた効率的なエゾシカ捕獲手法を確立するため、道有林内の林道等で150km(延べ397km)の除雪を行い、狩猟環境を整備しエゾシカ捕獲を推進した。	エゾシカによる森林被害を防止するためには、国や市町村、地域関係者と連携し、除雪により整備された捕獲環境を活用した一斉捕獲や管理型捕獲などの取組の充実を図る必要がある。	—	15.1、15.4、15.5

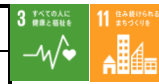
【その他関連事業】※他の施策で評価

自然環境保全監視費、自然公園計画策定費（うち公園計画点検費）、地域用水環境整備事業、魚道維持補修事業費
---

今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>■アザラシによる漁業被害軽減に向け、管理計画に基づく適正な個体数管理を推進。</li> <li>■ヒグマ管理計画に基づき、人身・農業被害の低減と地域個体群の存続に向け、ヒグマによる軋轢の軽減に向けた取組を推進。</li> <li>■鳥獣の捕獲の担い手である狩猟者の減少・高齢化が深刻化しているため、その担い手の確保・育成を推進。</li> <li>■エゾシカの生息数及び農林業被害額は未だ高水準にあるため、更なる対策・調査等の拡充が必要。</li> <li>■エゾシカの食肉処理施設での処理頭数は増加傾向にあるが、より一層の有効活用の促進が必要である。</li> <li>■トドによる漁業被害軽減を図るため、平成26年8月に国が新たに策定した「トド管理基本方針」に基づき、対策を推進。</li> </ul>
-------	--

<b>施策別点検・評価シート（Cシート）</b>	点検・評価の担当課	循環型社会推進課	評価年月 令和2年10月
--------------------------	-----------	----------	-----------------

施策の位置づけ (施策分野名)	IV 安全・安心な地域環境の確保
施策No.・施策名	21 大気環境の保全



【施策の評価】

事業名	H30年度予算 (千円)	R1年度予算 (千円)	R2年度予算 (千円)	R1年度の主な取組・進捗状況	課題	関連施策No.	関連する SDGsのターゲット
バス利用促進等総合地対策事業費補助金（うち 低公害車普及促進対策事業）	700	700	700	R1実績 ・低公害車普及促進対策事業 0件 ※ノンステップバス等導入事業 1件	特になし	No.1	-
大気汚染対策費	82,233	90,190	83,172	ばい煙発生施設等への立入検査や常時監視等により、環境は概ね良好な状態が維持されている。 なお、苫小牧東部・西部地域及び石狩湾振興地域における大規模工場周辺の生活環境保全を図るため、27工場と公害防止協定を締結し、監視指導を行っている。	ここ数年、越境汚染とみられる大気汚染高濃度事象が観測されることから、国の動きも注視しながら各種常時監視を行っていく必要がある。	No.23、24、25	3.9、11.6

【その他関連事業】※他の施策で評価

公害防止推進費、公害対策受託調査費、クリーンエネルギー公用車の導入促進事業、都市計画街路事業費
---

今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>■常時監視を継続して実施するとともに、大気環境基準達成率100%を達成するため、排出事業者に対する立入検査等必要な取組を行う。</li> <li>■PM2.5による大気汚染については、関係自治体と情報共有するなど連携の強化を図るとともに、簡易な測定器による測定体制の効果的な運用等について検討する。</li> <li>■大気汚染防止法の改正に伴い特定粉じん排出等作業に関する規制が強化されるため、関係機関と連携し、アスベストの適正処理の推進に向けた取組みを進める。</li> </ul>
-------	--

施策別点検・評価シート（Cシート）

点検・評価の担当課

循環型社会推進課

評価年月  
令和2年10月

施策の位置づけ (施策分野名)	IV 安全・安心な地域環境の確保
施策No.・施策名	22 水環境の保全



【施策の評価】

事業名	H30年度予算 (千円)	R1年度予算 (千円)	R2年度予算 (千円)	R1年度の主な取組・進捗状況	課題	関連施策No.	関連するSDGsのターゲット
水資源保全推進費	896	703	969	2町2地域において、水資源保全地域の指定及び変更（合計62市町村179地域）を行った。パンフレットの配布により、北海道水資源の保全に関する条例等の普及啓発を行った。	特になし	—	6.6
水環境対策費	74,632	76,813	75,938	公共用水域常時監視（R1:88水系358地点）、地下水常時監視（R1:66市町村129井戸）、特定事業場立入検査（R1:636事業場636回）、地域の環境保全団体等が策定する流域環境保全計画への助言・支援（石狩川流域など）を実施した。	公共用水域全体の水質環境基準の達成率は約9割となっているが、湖沼など閉鎖性水域における達成率は低くなっている。農村地帯の地下水において、環境基準超過の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出されている。環境基準未達成水域などにおける水質汚濁の防止や健全な水循環の確保に向けた取組みの推進については、他部局、国や市町村、さらには地域住民や産業界などと連携して取り組む必要がある。	—	3.9、6.1、6.3、6.6、12.4
水道施設管理指導費	2,504	2,484	1,309	安全で安定した水道水の供給を確保するため、水道事業の認可等（認可0件、変更認可10件、変更（廃止）届9件、廃止許可2件、給水開始届28件、水道料金変更届04件）や立入検査などを行った。	水道事業の健全な経営、効率的な施設の管理、運営を持続していくよう、水道事業者等に対して必要な助言、指導を行う必要がある。	—	—
水質衛生検査費	14,441	13,864	13,861	水道水の安全を確保するため、水質検査機器を衛生研究所及び保健所に設置し、水道法に基づく水質検査等を実施（検査件数：3,181件）した。	保健所の水質検査依頼件数が年々減少しているが、道の役割として、地域の水質検査体制を維持していく必要がある。	—	—
浄化槽設置整備事業費	391	398	337	し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽の普及を促進するため、市町村が行う設置整備事業への国の交付金事業を支援するとともに、適正な事業の実施について指導した。（R1：88市町村）	特になし	—	3.9、6.3、6.6、14.1、14.2
浄化槽保守点検業指導費	2,684	1,243	1,119	浄化槽の適正な維持管理を推進するため、浄化槽保守点検業者の登録及び監視・指導を行った。（R1：新規登録9件、更新登録91件）	特になし	—	3.9、6.3、6.6、14.1、14.2
休廃止鉱山鉱害防止対策費	427,986	430,118	437,227	休廃止鉱山に係る鉱害を防止するため、義務者不存在鉱山（4鉱山）において、鉱害防止対策事業を実施するとともに、義務者存在鉱山（9鉱山）において、坑廃水処理事業に補助を行った。	休廃止鉱山からの重金属を含む坑廃水の河川への流出は、地域住民の健康や生活環境さらには農業・水産業など地域産業に被害を及ぼすことから、坑廃水の流出が止まるまでは、災害防止の観点から坑廃水中処理などの鉱害防止対策事業を継続して実施する必要がある。	—	6.3、8.1、9.4
畜産環境保全推進対策事業費	368	368	262	家畜排せつ物の管理の適正化と有効利用の一層の促進を図るため、各家畜排せつ物管理適正化指導チームの連携のもと、家畜排せつ物の管理の適正化と利用の促進に重点を置いた取組を実施した。	地域における家畜排せつ物の管理の適正化と利用の促進のため、当該指導チームによる継続的な活動が必要である。	No.1、7、8、29	2.3、2.4、8.1
農業集落排水事業費	661,205	997,810	1,178,930	農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善に併せて、公共用水域の水質保全を図るため、農業集落排水処理施設の整備（改築）を22地区で実施した。	特になし	—	1.5、2.4、11.b
治山事業費 (水源地域等保安林整備事業費)	1,109,182	1,246,000	332,023	水源涵養機能の強化と国土保全及び保安林機能の維持・強化を図るため、水源森林再生対策（1件）、奥地保安林保全緊急対策（4件）、保安林改良（7件）、保安林緊急改良（19件）、保育（84件）を実施した。	良質な水の安定的供給や安全な国土基盤の形成に対する国民的要請が高まっている。	No.3、11、29	6.4、6.6、8.1、14.1、15.1、15.2、15.4
地域環境保全下水道事業費補助金	64,915	60,190	55,471	閉鎖性湖沼の水質保全及び観光地の自然環境を保全するため、釧路市など全7市町（阿寒湖など全7湖沼）において下水道整備の補助を実施した。	道の厳しい財政状況等から新規の採択及び改築更新に対する補助が困難な状況である。	—	6.2、6.3
流域下水道事業費	1,939,862	1,871,802	1,917,925	石狩川流域下水道ほか2流域下水道における終末処理場の機械・電気設備等更新工事等を実施した。	終末処理場や管渠等の老朽化した設備の改築・更新を順次実施していく必要がある。	No.8	9.1
公共下水道事業費	638,823	653,303	728,072	石狩湾新港地域における中継ポンプ場の機械・電気設備等更新工事等を実施した。	終末処理場や管渠等の老朽化した設備の改築・更新を順次実施していく必要がある。	—	9.1

【その他関連事業】※他の施策で評価

地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）、北海道の豊かな水と自然を守る事業「北海道e-水プロジェクト」【赤いカナル」事業】、公害防止推進費、公害対策受託調査費、選ばれるクリーン農産物ブランディング事業費、有機農業拡大ステップアップ事業費、環境保全型農業直接支援対策事業費、生活安全警察費（環境事犯等の捜査・取締り）

今後の方向

- 今後とも、公共用水域・地下水の常時監視や事業場等への立入検査による監視・指導を効率的かつ効果的に実施していくとともに、平成31年3月に策定された「全道みな下水道構想IV」を踏まえて関係機関と連携して、生活排水処理施設の整備など汚濁発生源対策に取り組み、水環境の保全に努める。
- 健全な水循環の確保の取組を推進するため、引き続き、流域環境保全計画づくりガイドや「北海道e-水プロジェクト」等を活用して、地域関係団体の活動を支援する。

<b>施策別点検・評価シート（Cシート）</b>	点検・評価の担当課	循環型社会推進課	評価年月 令和2年10月
--------------------------	-----------	----------	-----------------

施策の位置づけ (施策分野名)	IV 安全・安心な地域環境の確保
施策No.・施策名	23 騒音・振動・悪臭防止・土壌汚染・地盤沈下対策



【施策の評価】

事業名	H30年度予算 (千円)	R1年度予算 (千円)	R2年度予算 (千円)	R1年度の主な取組・進捗状況	課題	関連施策No.	関連するSDGsのターゲット
騒音・振動・悪臭対策費	2,855	2,930	2,848	工場、事業場等から発生する騒音、振動、悪臭を防止するため、航空機騒音実態調査（札幌飛行場、稚内空港）、自動車騒音評価システムデータ整備、新幹線騒音環境基準達成状況調査（北斗市、木古内町、七飯町）を実施した。	悪臭については、市町村の測定体制の整備の遅れなどから、臭気指数導入が進んでいない。	—	11.6
土壌汚染対策事業費	418	418	398	土地所有者等から汚染土壌に関する相談があったとき、土壌汚染の除去等の措置について説明した。 汚染土壌処理業の許可に係る調査・監督指導並びに指定調査機関の指定に係る調査及び監督指導を実施した。（汚染土壌処理業者数：4社、指定調査機関数：45社）	土地所有者等は、自ら管理する土地に汚染土壌があることを把握した場合、汚染土壌による健康被害を防止するため必要な措置（除去等）を適切に行う必要がある。 汚染土壌の除去等を行うに当たっては、汚染土壌が適切に処理されるよう、指定調査機関の調査により汚染土壌の状況を把握すること、汚染土壌処理業者による汚染土壌の適正な処理が行われることが必要である。	—	3.9、12.4

【その他関連事業】※他の施策で評価

大気汚染対策費、公害防止推進費、公害対策受託調査費、交通安全施設整備費

今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>■航空機騒音に係る環境基準達成状況の把握及び自動車騒音の常時監視を引き続き行うとともに、新幹線走行騒音に係る環境基準達成状況を把握する。</li> <li>■悪臭については、市町村の臭気指数の導入に向けた取組を推進する。</li> <li>■土地所有者等に対し、汚染土壌の除去等を適切に行うよう、土壌汚染対策法等に定められている措置（除去等）について周知するとともに、指定調査機関及び汚染土壌処理業者に対し、適正な調査、処理を行うよう監視・指導を行う。</li> </ul>
-------	--

<b>施策別点検・評価シート（Cシート）</b>	点検・評価の担当課	循環型社会推進課	評価年月 令和2年10月
--------------------------	-----------	----------	-----------------

施策の位置づけ (施策分野名)	IV 安全・安心な地域環境の確保
施策No.・施策名	24 化学物質等による環境汚染の未然防止



【施策の評価】

事業名	H30年度予算 (千円)	R1年度予算 (千円)	R2年度予算 (千円)	R1年度の主な取組・進捗状況	課題	関連施策No.	関連する SDGsのターゲット
化学物質対策費	16,751	16,937	16,244	ダイオキシン類による汚染の状況（大気、水質、土壌）を常時監視するとともに、法対象施設のある事業場等から発生する排出ガス・排水における排出基準の遵守事項確認のため立入検査を実施した。（ダイオキシン類の環境基準達成率は100%） また、P R T R制度により、事業者による化学物質の自主的な管理の改善状況等が推進され、化学物質の排出量の削減が進められている。	令和元年度は、分析立入検査により排出基準を超過した事例はなかったが、平成28年度に、基準値以内であっても高濃度事例が見受けられることから、今後も、立入検査の実施等により排出基準等の徹底を図る必要がある。	-	3.9、12.4
シックハウス対策費	871	871	835	○健康相談：26カ所の道立保健所及び衛生研究所で実施 ○室内空気質検査受付：26カ所の保健所及び衛生研究所で受付 ○検査機関：上川保健所、帯広保健所及び衛生研究所 ○シックハウス症候群や化学物質過敏症、住宅等の構造・設備、住まい方に関する情報の交換及び連絡調整などを行うことを目的とした「健康・快適居住環境連絡会議」を引き続き設置 ●R1年相談件数：37件 ●R1年検査実績：おムルビト' 0件、VOC 0件 ●「健康・快適居住環境連絡会議」の構成：総務部・環境生活部・水産林務部・建設部・教育庁・保健福祉部	○厚労省が定める室内濃度指針値の3物質について改正されたが、シックハウス症候群及びいわゆる化学物質過敏症は、未解明な部分も多い現状にあることから、発生機序において、今後とも、国の総合政策の推進状況を注視しながら、道民のシックハウスに対する不安解消に向け、相談及び検査等の効果的なシックハウス対策に取り組む必要がある。	-	3.9
食品衛生検査費 (うち 道内食品安全対策調査事業)	501	501	501	道産食品20機体の検査を実施し、化学物質の残留濃度の暫定規制値等を超えるものはなかった。	R1年度は道産食品の化学物質の残留濃度は暫定規制値等を超えるものはなかったが、引き続き、化学物質の残留実態を監視していく。	-	-

【その他関連事業】※他の施策で評価

大気汚染対策費、公害防止推進費、公害対策委託調査費、選ばれるクリーン農産物ブランディング事業費、有機農業拡大ステップアップ事業費、環境保全型農業直接支援対策事業費、農薬安全使用等総合推進事業費
--

今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ダイオキシン類など化学物質による環境汚染を未然に防止するため、必要な調査や立入検査等を行うとともに、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進する。</li> <li>■道産食品の化学物質の残留濃度調査を引き続き実施する。</li> </ul>
-------	--

<b>施策別点検・評価シート（Cシート）</b>	点検・評価の担当課	循環型社会推進課	評価年月 令和2年10月
--------------------------	-----------	----------	-----------------

施策の位置づけ (施策分野名)	IV 安全・安心な地域環境の確保
施策No.・施策名	25 その他の生活環境保全対策



【施策の評価】

事業名	H30年度予算 (千円)	R1年度予算 (千円)	R2年度予算 (千円)	R1年度の主な取組・進捗状況	課題	関連施策No.	関連する SDGsのターゲット
環境モニタリング推進事業	357,248	364,956	413,279	「泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定」を締結している関係町村（泊村・共和町・岩内町・神恵内村）の地域において、環境放射線の監視、環境試料中の放射能の測定及び温排水影響調査を実施したほか、泊発電所への立入調査を計9回実施し、本協定の遵守状況を確認した。また、「泊発電所周辺の安全確認等に関する協定」を締結している後志管内16市町村の地域において、環境放射線等の測定を実施した。	安全協定及び安全確認協定を締結している市町村から、環境モニタリングの確実な実施について要望がある。	-	-
公害防止推進費	171	177	139	公害苦情相談員を設置し、公害苦情・公害紛争の迅速かつ適切な解決を図った（道内の公害苦情処理件数：1,388件）。また、公害防止管理者等への指導（特定工場への立入件数：22件）、事業者の公害防止組織の整備による自主管理の推進（公害防止管理者等の届出受理件数：438件）し、公害発生を未然防止を図った。	多様化する公害苦情に対応する必要がある。 立ち遅れている事業者の公害防止組織の整備が必要である。	No.21、22、23、24	11.6
どさんこ食育推進事業	-	3,031	2,409	「食育」を推進するため、どさんこ食育推進協議会、食育推進優良活動表彰、「どさんこ愛食食べきり運動」の推進などを行った。	食育への関心をより一層高めるため、道民に対する更なる啓発が必要である。	No.6、29	12.3

【その他関連事業】※他の施策で評価

大気汚染対策費、公害対策受託調査費
-------------------

今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>■多様化する公害苦情に引き続き対応するとともに、事業者の公害防止組織整備について指導を継続していく。</li> <li>■泊発電所周辺における地域住民の健康を守り、生活環境の保全を図るため、発電所周辺の環境放射線等の監視、発電所施設の立入調査、結果の公表など、「泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定」の的確な運用に努めるとともに、北海道電力（株）に対し、泊発電所に関する安全対策に万全を期すよう求めていく。</li> </ul>
-------	--



<b>施策別点検・評価シート（Cシート）</b>	点検・評価の担当課	環境政策課	評価年月 令和2年10月
--------------------------	-----------	-------	-----------------

施策の位置づけ (施策分野名)	V 各分野に共通する施策の展開
施策No.・施策名	26 環境教育の推進・環境にやさしいライフスタイルの定着



【施策の評価】

事業名	H30年度予算 (千円)	R1年度予算 (千円)	R2年度予算 (千円)	R1年度の主な取組・進捗状況	課題	関連施策No.	関連するSDGsのターゲット
北海道環境保全基金事業	3,000	3,000	4,800	全道の（総合）振興局が主催・参加した地域環境学習普及事業（29事業）による環境学習の機会の提供や北海道地域環境学習講座「eco-アカデミア」（6回派遣264名参加）による自主的な環境保全のための地域活動の支援及び環境保全活動功労者表彰（知事感謝状2名4団体）を実施した。	事業の一層の周知を図り、幅広く参加・利用者数の増加を図る必要がある。	No.1、6、27	4.7、8.4、11.6、12.1、12.8、17.17
環境の村事業費	1,067	960	866	子どもから大人までを対象とした参加・体験型の環境教育（アースファミリーデイ キャンプ等：25名参加）や指導者育成（エコロジークワックショップ等：94名参加）を実施した。	道民一人ひとりの環境配慮活動の実践を促すためには、環境教育の指導者の育成と活用を一層促進する必要がある。	—	4.7、8.4、11.6、12.1、12.8、17.17
キッズISO14000プログラム事業【赤レンガチャレンジ事業】	0	0	0	道内企業の支援のもと、国際芸術技術協力機構と共同で、道内の小・中学校において、家庭における省エネルギーの取組を通じ環境マネジメント手法を学ぶ環境教育プログラム「キッズISO14000プログラム」を実施（小中学生154名参加、協力企業等30社）した。	特になし	No.1、6	4.7、7.3、8.4、11.6、12.1、12.8、13.3、17.17
民間企業と連携した「地球温暖化防止活動」の普及啓発事業【赤レンガチャレンジ事業】	0	0	0	本道の環境保全に貢献したい企業の資金を、（公財）北海道環境財団が実施している地球温暖化防止活動への支援に結びつけ、財団との連携、協力しながら、「地球温暖化ふせき隊」の環境教室を全道で実施（11回開催、357名の児童・親子参加）した。	特になし	No.1	7.2、7.3、9.2、9.4、12.2、12.7、12.8、13.2、13.3、14.3
空き缶等散乱防止対策推進事業費	382	366	212	各（総合）振興局における各種イベント等での普及啓発、空き缶等散乱防止に関するポスター及び標語の公募、入賞作品の展示により、空き缶等の散乱防止対策を推進した。	市町村、地域住民団体等との連携を図り、継続して空き缶等散乱防止を推進する必要がある。	No.6	11.6 14.1
どさんこ食育推進事業	—	3,031	2,409	「食育」を推進するため、どさんこ食育推進協議会、食育推進優良活動表彰、「どさんこ愛食べり運動」の推進などを行った。	食育への関心をより一層高めるため、道民に対する更なる啓発が必要である。	No.6、No.29	12.3
木育推進事業費	9,353	7,398	—	パートナー（父親）を対象とした子育て支援と木育教室（5箇所）や子育て支援と木育・食育に関する普及イベント（4箇所）、森を使った子育て支援と木育活動（3箇所）や初任段階教員への木育研修（8箇所）を開催	民間主体の木育活動の拡大に伴い、地域のニーズが多様化しているため、様々な得意分野を持つ木育マスターの連携を促進する必要がある。	No.15、27	8.1、15.2、15.4、15.b

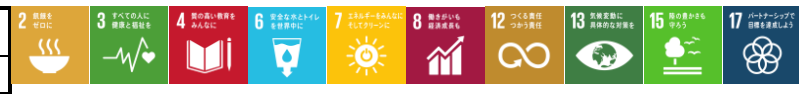
【その他関連事業】※他の施策で評価

地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）、北海道環境財団助成費、「道民環境の日」を中心とした環境行動促進事業【赤レンガチャレンジ事業】、循環型社会推進費（3R推進費）、ストップ・ザ・温暖化推進事業費、エコアンドセーフティ推進事業、オホーツク流氷科学センター費、北海道博物館管理運営費、森の情報発信、道民森づくりの集い、地域と連携した森林づくり活動参加促進事業費、森林づくりへの企業の参加促進【赤レンガチャレンジ事業】、北海道植樹祭、全国育樹祭開催事業費、道立の森維持運営費、地域新エネルギー導入アドバイザー制度【非予算事業】
---

今後の方向	<p>■環境保全意識を持ち主体的に行動できる人づくりを進めるため、「北海道環境教育等行動計画」に基づき、地域における環境教育の指導者を育成するとともに、家庭、学校、NPO、事業者など様々な主体の連携・協働による取組を進める。</p>
-------	--

<b>施策別点検・評価シート（Cシート）</b>	点検・評価の担当課	環境政策課	評価年月 令和2年10月
--------------------------	-----------	-------	-----------------

施策の位置づけ (施策分野名)	V 各分野に共通する施策の展開
施策No.・施策名	27 民間団体等の自発的な環境保全活動の促進・協働取組の推進



【施策の評価】

事業名	H30年度予算 (千円)	R1年度予算 (千円)	R2年度予算 (千円)	R1年度の主な取組・進捗状況	課題	関連施策No.	関連するSDGsのターゲット
環境保全活動推進費 (うち 環境道民会議・環境保全推進委員)	406	367	254	道民・事業者・行政等が連携して積極的に環境保全活動を推進し、環境負荷の少ない持続可能な北海道を築いていくため設置された「環境道民会議」において、環境問題について理解を深めるためのセミナーや各参加団体の環境保全活動を促進するための情報交換会などの事業を実施した。 また、環境施策に道民意見を反映させるため設置している「環境保全推進委員」から、環境施策に対する意見を聴取したほか、環境関連情報の提供を行った。	道民の環境配慮の意識の向上を図る必要がある。	No.32	4.7、7.2、7.3、8.4、 12.1、12.2、12.8、 13.3、17.17
北海道環境財助成費	54,901	52,156	49,569	北海道環境財団に対して環境保全活動への支援などに関する事業に必要な経費を補助した。(ホームページ訪問者数約36,000件、図書資料等貸出数30件、サポートセンター相談コンサルティング実施421件、北海道地球温暖化防止活動推進員23名の活動支援、環境セミナー、学校・イベント等における温暖化防止啓発プログラムの実施等)	全道の拠点としての機能を発揮すべく、中間支援機能の一層の充実などが必要である。	No.26、32	4.7、7.2、7.3、8.4、 12.2、12.8、13.3、 17.17
北海道の豊かな水と自然を守る事業 「北海道e-水プロジェクト」 【赤レガチャレンジ事業】	0	0	0	道内の水辺で環境保全活動を行う10団体に活動資金の助成等の支援を実施した。また、助成団体の活動発表のほか、水環境の保全に関する講演などを内容とした「北海道e-水フォーラム」を開催(213人参加)した。	特になし	No.12、19、22	3.9、6.1、6.3、6.4、 6.6、12.4
地域と連携した森林づくり活動参加促進事業費	3,747	3,747	-	地域のイベント等と連携した森林づくり活動への支援を実施した。(12団体、植樹本数5,951本)	森林づくり活動未経験者が新たに参加する機会が少ない状況にあるが、未経験者の自発的な参加を促進することが必要である。	No.15、26	8.1、15.2、15.4、 15.b
森林づくりへの企業の参加促進 【赤レガチャレンジ事業】	0	0	0	企業や団体等の社会貢献意識の高まりを森林づくり活動として広げていくため、ほっかいどう企業の森林づくり協定の締結(1件)や道民との協働による水源林の復元(植樹4,770本)、小さな「木棒=きぼう」を使った木のプールを東北や胆振の被災地に寄贈する「希望」を「きぼう」でプロジェクト(協賛企業団体8件)を実施した。	森林づくりへの企業の参加を一層促進するためのPRが必要である。	No.3、15、26	8.1、15.2、15.4、 15.b
「北の魚つきの森」活動支援 【赤レガチャレンジ事業】	0	0	0	地域住民が主体となった身近な森林の整備や保全活動を推進するため「北の魚つきの森」に認定された14箇所植樹などの活動が行われた。	認定箇所での活動の継続と活動状況のPRが必要である。	No.11、32	8.1、15.2、15.4、 15.b
生物多様性保全推進事業費	10,236	10,395	10,198	道や国、団体等の取組を紹介する「生物多様性保全の取組推進」のページを道HPに掲載し、道民の生物多様性の保全等に関する理解の促進を図るとともに、道内で生物多様性の保全等に関して優れた活動・模範的な活動を行う企業、団体、個人を表彰する「未来へつなぐ!北国のいきもの守りたい賞」受賞者の活動発表を「知床の日」の道民カレッジ連携講座において行い、道内の生物多様性の保全等の取組を促進した。	道内の生物多様性の保全等をするためには、道民ひとりひとりが生物多様性の保全等について理解を深めるとともに、道や国などの行政だけでなく、多様な主体が継続的に生物多様性の保全等の活動に取り組む必要がある。	No.10、32	2.5、6.6、15.1、15.3、 15.4、15.5、15.7、15.8、 15.9、15.a、15.c

【その他関連事業】※他の施策で評価

地域づくり総合交付金(地域づくり推進事業)、北海道環境保全基金事業、自然公園美化活動推進事業費補助金、ふれあいの小径整備、森の情報発信、道民森づくりの集い、北海道植樹祭、木育推進事業費、「北の里山」登録制度【非予算事業】、北海道景観づくりサポート企業登録制度【赤レガチャレンジ事業】

今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>■環境道民会議参加団体等に対する情報提供を密にし、ニーズの把握と反映に取り組み連携を推進する。</li> <li>■地域における自主的な環境保全活動を促進するため、活動団体との協働取組や活動資金の助成を行い、民間団体等による積極的な環境保全活動を支援する。</li> </ul>
-------	--

<b>施策別点検・評価シート（Cシート）</b>	点検・評価の担当課	環境政策課	評価年月 令和2年10月
--------------------------	-----------	-------	-----------------

施策の位置づけ (施策分野名)	V 各分野に共通する施策の展開
施策No.・施策名	28 環境に配慮した事業活動の推進



【施策の評価】

事業名	H30年度予算 (千円)	R1年度予算 (千円)	R2年度予算 (千円)	R1年度の主な取組・進捗状況	課題	関連施策No.	関連するSDGsのターゲット
北海道グリーン・ビズ認定制度 【非予算事業】	0	0	0	環境保全に貢献している事業所等を評価する「北海道グリーン・ビズ認定制度」を運用し、環境に配慮した事業活動を促進した。 なお、環境に配慮した取組を実施している事業所を広く登録しPRする「優良な取組」部門の令和元年度末時点での登録事業所数は1,597件と、昨年度よりやや減少している。	全体の登録事業所数に比べ、ランク3（環境マネジメントシステム導入事業所）の登録が減少している。	-	4.7、7.2、7.3、8.4、12.1、12.2、12.8、13.3
「道民環境の日」を中心とした環境行動促進事業【赤レンガチャレンジ事業】	0	0	0	平成30年に北海道胆振東部地震が起きて以来取り組んでいないため、令和元年度は実施していない。	従前は、季節ごとに環境関連行事等の照会をしていたが、照会先の負担が大きくなり、年度当初に年間の行事予定を照会するよう改善の必要がある。	No.26	4.7、7.2、7.3、8.4、11.6、12.1、12.2、12.8、13.3、17.17
環境影響審査指導費	2,740	2,658	2,576	環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際して、環境への配慮が適切に行われるよう、環境影響評価制度の適切な運用を行った。（配慮書手続き6件、方法書手続き3件、準備書手続き1件）	再生可能エネルギー拡大に向け多数の風力発電事業等が計画され、希少な野生動物植物や生活環境との調整が課題となっている。	-	-
市町村におけるグリーン購入の促進 【赤レンガチャレンジ事業】	0	0	0	市町村のグリーン購入取組状況調査を実施するとともに、その結果を市町村にフィードバックし、市町村におけるグリーン購入の取組推進を図った。	全市町村で取り組みが行われているものの、一部の部署での取り組みにとどまっている市町村があることから、全ての市町村が全庁組織で取り組みが実践されるよう、取組促進の継続が必要である。	No.6、9	7.1、7.2、7.3、8.1、9.2、9.4、11.6、12.2、12.4、12.5、12.7、12.8、13.2、13.3、14.3
道の事務事業に関する実行計画の運用	0	0	0	第4期計画に基づく取組を進め、温室効果ガスの排出量削減を図った。	計画に基づき、環境配慮に係る道の率先した取組を行う必要がある。	No.1、6	7.1、7.2、7.3、9.4、11.6、12.2、12.4、12.5、12.7、12.8、13.2、13.3
北海道エネルギーフロンティア事業 (うち 新エネルギー等率先導入推進事業)	127,139	109,583	92,497	道自らが道有施設の省エネ・新エネ改修(道立江差高等看護学院学生寮へのLED照明機器の導入、北海道栽培漁業センター伊達センターへのLED照明機器の導入)を実施し、地場企業等によるコスト面・環境面での創意工夫と産業間連携を促進した。 また、普及啓発事業を実施し、新エネ導入や省エネ改修工事による省エネ・新エネ効果を広く啓発が図られた。	道有施設において、さらなる省エネ、新エネの導入を図る必要がある。 地域産業力の強化を図るとともに、技術の見える化による市場拡大につなげる必要がある。	No.2、30	7.1、7.2、7.3、7.a、8.1、8.4、9.2、9.4、11.b、12.1、12.2、12.6、12.7、12.8、13.2、13.3、14.3

【その他関連事業】※他の施策で評価

土地利用規制等対策費（うち ゴルフ場開発規制）、北海道ワールあいらんどキャンペーン・北海道あったまろうキャンペーン事業、戦略的省エネ促進事業費、グリーンエネルギー公用車の導入促進事業
---

今後の方向	■道自らが温室効果ガスの排出量削減を図るとともに、事業者や市町村等が環境負荷の低減に積極的に取り組むよう各種制度のPRなどに努める。
-------	--

<b>施策別点検・評価シート（Cシート）</b>	点検・評価の担当課	環境政策課	評価年月 令和2年10月
--------------------------	-----------	-------	-----------------

施策の位置づけ (施策分野名)	V 各分野に共通する施策の展開
施策No.・施策名	29 環境と調和した産業の展開



【施策の評価】

事業名	H30年度予算 (千円)	R1年度予算 (千円)	R2年度予算 (千円)	R1年度の主な取組・進捗状況	課題	関連施策No.	関連するSDGsのターゲット
選ばれるクリーン農産物ブランディング事業費	4,279	4,100	4,100	クリーン農業技術の開発(4課題)、YES!clean表示制度(登録案件数:257生産集団)の推進・拡大に向けた取組を行った。	YES!clean表示制度の取組は、年々作付面積が増加しているものの、一層の認知度の向上が必要である。	No.1、22、24	2.3、2.4、8.1
有機農業拡大ステップアップ事業費	4,231	3,651	-	研修受入生産者登録制度の整備や各地域における有機農業者等のネットワーク活動の充実などの取組を実施。また、有機農業経営指標や有機導入に向けたマニュアルを作成し、ホームページへの掲載など情報発信を実施したほか、関係団体との連携による商談の場の提供や、販売可能量等の情報公開により、生産者と流通・販売事業者等のマッチングを取り組んだ。	有機農業は、栽培技術の習得が難しく、一層の技術開発・普及や、有機農業への参入・転換に向けきめ細やかな取組が必要である。 また、消費者への啓発を通じて、有機農産物等の購入意欲の向上につなげるとともに、有機農業者と流通・販売事業者を結びつけ安定的な販路の確保が必要である。	No.22、24	2.3、2.4、8.1
環境保全型農業直接支援対策事業費	1,072,882	1,072,882	1,076,161	化学肥料、化学農薬の5割以上削減などの取組が行われていた地域や営農活動に支援を実施した。(88市町村、取組件数126、取組面積18,180ha)	事業の実施要望が増加しており、予算の確保が必要である。	No.1、22、24	2.3、2.4、8.1
農業安全使用等総合推進事業費	18,221	18,123	16,654	農業の適正な流通及び使用を確保するため、農業指導士認定研修の実施、農業適正使用指導資料等の作成等を行った。	特になし	No.24	2.3、2.4、8.1
地域用水環境整備事業	29,552	60,000	55,500	地域用水の有する多面的な機能の維持増進に資する施設の整備として、魚道整備を3地区で実施(新規2地区、完了1地区)した。	特になし	No.12、13、15、20	1.5、2.4、11.b
多面的機能支払事業費	8,625,035	9,068,053	8,981,491	地域資源の適切な保全管理に取り組む地域の共同活動(農地維持支払事業151市町村765地区、資源向上支払事業141市町村719地区)を支援した。	継続地区の着実な実施が必要である。	-	2.3、2.4、8.1、11.a
保護水面管理事業費	8,620	8,342	8,077	さけます類の保護培養を図るため、地元漁業協同組合等に業務委託し、密漁防止、生息環境、砂利採取などの監視パトロールを実施した。	密漁防止等に向けた委託管理や保護水面の環境動向を管理するための調査が必要である。	-	15.7
魚道維持補修事業費	2,150	2,055	1,855	さけます類生息域の連続性確保を図るため、魚道が設置された河川を巡回し、現況を調査の上、必要とする維持補修を実施した。	維持補修等を要する施設が多く、すべての施設を補修する措置が困難となっている。	No.20	6.6
<北の木の家>優遇ローン制度構築への支援協力	0	0	0	住宅分野における道産木材の利用拡大を図るため、「北の木の家」認定住宅建設に係る金利優遇を働きかけ、4金融機関で住宅ローンの金利優遇措置が適用されている。 ・北海道労働金庫(H18)、網定信用金庫(H19)、留萌信用金庫(H20)、遠軽信用金庫(H22)	「北の木の家」の知名度の向上が必要である。また、金利の低下により、インセンティブが低下傾向にある。	No.3、11	-
北の「木づかい」運動の展開【赤いカチャン】事業】	0	0	0	各種イベント(環境広場さっぽろ、住まいと暮らしのフェアなど)に参加し、道内で生産された木材を道内で加工・有効利用する「地材地消」の情報発信を行った。	本事業自体の知名度が低いため、普及PRが必要である。	No.3、11	8.1、15.2、15.4、15.b

【その他関連事業】※他の施策で評価

地域づくり総合交付金(地域づくり推進事業)、バイオマス利活用推進事業、アウトドア活動振興環境整備事業費、どさんこ食育推進事業、畜産環境保全推進対策事業費、草地畜産基盤整備事業(畜産担い手育成総合整備型(再編整備事業))、環境・生態系保全活動支援事業費、トド・オットセイ海獣類被害防止総合対策事業費、水産系廃棄物適正処理促進事業費、林業・木材産業構造改革事業費(うち木質バイオマス利用促進施設の整備)、木質バイオマス資源活用促進事業費、森林環境譲与税の活用による森林吸収源対策の推進、森林整備事業(森林環境保全整備事業・農山漁村地域整備交付金)、未来につなぐ森づくり推進事業費補助金、持続的林業確立対策事業費、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業費、治山事業費(水源地域等保安林整備事業)、治山事業費(防火林造成事業)、民有林と国有林が連携した溪流生態系保全への配慮【非予算事業】、道有林野事業(森林整備事業)

今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>■化学肥料・農薬を5割以上削減する高度なクリーン農業技術の開発・普及やクリーン農業への消費者の認知度の向上を図るとともに、販路確保のためのマッチング等を通じ、環境と調和した農業の普及と地産地消の拡大に努める。</li> <li>■道内で生産された木材を道内で加工・有効活用する「地材地消」の普及PRや出前講座を実施し、道産木材の幅広い利用を促進する。</li> </ul>
-------	---

<b>施策別点検・評価シート（Cシート）</b>	点検・評価の担当課	気候変動対策課	評価年月 令和2年10月
--------------------------	-----------	---------	-----------------

施策の位置づけ (施策分野名)	V 各分野に共通する施策の展開
施策No.・施策名	30 環境ビジネスの振興



【施策の評価】				事業名	H30年度予算 (千円)	R1年度予算 (千円)	R2年度予算 (千円)	R1年度の主な取組・進捗状況	課題	関連施策No.	関連する SDGsのターゲット
				中小企業総合振興資金貸付金 (うち ステップアップ貸付(政策サポート)及び経営環境変化対応貸付(原料等高騰))	96,642,000	92,657,000	641,169,000	省エネ・新エネ・環境負荷削減施設などを含め、中小企業者を対象に融資(R1:5,943件、57,895百万円(うちステップアップ貸付(政策サポート)4件、50百万円、経営環境変化対応貸付(原料等高騰)11件、377百万円))を行い、経営基盤強化・事業活性化等を図った。	制度融資の積極的かつ効果的な活用に向け周知・利用促進に努める必要がある。	—	8.3
				中小企業競争力強化促進事業費	37,625	34,553	30,968	環境への配慮や省エネ等に関わる研究開発など中小企業の競争力の強化を促進するため各種取組を支援した。 マーケティング支援事業(7件)、 市場対応型製品開発支援事業(9件)(うち「特定産業分野(環境・エネルギー産業関連)」1件)	中小企業の競争力の強化を図るため、新たな事業分野への進出、市場の開拓等の取り組みを進める必要がある。	—	—
				地産エネルギー利用施設立地促進事業	4,871	4,910	—	省エネに繋がる北海道の冷涼な気候や豊富な自然エネルギーの活用が見込まれるデータセンターの誘致に向け、立地適地としての北海道のPRのためのセミナーや現地視察会を開催した。	データセンター市場の拡大に加え、省エネ化を目的としたデータセンターの国境を越えた寒冷地への立地や投資商品化といった国際的な動きが顕在化。こうした動きをとらえ、これまでの国内に加え、アジア地域など、海外からの本道へのデータセンターの集積を推進するためには、データセンター等に係る適地情報の提供や投資商品としてのビジネス提案など、新たな視点によるデータセンターの誘致が必要。	No.2	8.1 11.b
				環境産業関連製品技術開発振興事業	—	36,439	30,395	事業者が行うモデルとなる環境関連の製品開発や技術開発等に対して補助:2件	道内大学や公設試験研究機関等の技術シーズを活用することにより、道内企業の技術開発力の向上を図る必要がある。	No.1、2、6、8、9	7.1、7.2.7.3、7.a、7.b、8.1、8.4、9.2、9.4、11.6、11.b、12.1、12.2、12.6、12.7、12.8、13.2、13.3、14.3、14.5
				環境産業振興総合対策事業	—	19,489	19,413	道外展示会へ北海道ブースを出展し、道内企業の優れた技術や製品を道内外に広くPRした(出展道内企業:17社)。また、道内企業の環境・エネルギー分野への参入促進を図るため、セミナーを開催した。(来場者:180名)	本道の環境産業の振興を図るためには、道内企業個々の技術・製品の優位性を、道外を含め効果的にPRしていくことが重要である。	No.2	7.1、7.2.7.3、7.a、7.b、8.1、8.4、9.2、9.4、11.6、11.b、12.1、12.2、12.6、12.7、12.8、13.2、13.3、14.3、14.5
				水素利活用型ビジネス形成促進事業	—	34,252	—	水素利活用型事業関連調査により2つの事業モデルを検討したほか、道内企業等の道外展示会への出展支援を行った。 事業モデル:三笠市、北見市 展示会:F Cエキスポ2020へ道内企業等6団体出展	道内の水素産業化を図るためには、道内企業の水素関連産業への総合的な参入支援を行う必要。	No.2	7.1、7.2.7.3、7.a、7.b、8.1、8.4、9.2、9.4、11.6、11.b、12.1、12.2、12.6、12.7、12.8、13.2、13.3、14.3、14.5

<b>【その他関連事業】※他の施策で評価</b> 地域づくり総合交付金(地域づくり推進事業)、循環型社会推進費(3R推進費)、循環型社会形成戦略的推進事業(3R連携推進事業費)、北海道循環資源利用促進協議会の運営【非予算事業】、循環資源利用促進事業費、バイオマス利活用推進事業、水素社会推進事業、北海道エネルギーフロンティア事業(うち 新エネルギー等率先導入推進事業)、リサイクル産業振興対策費、森林吸収CO2ビジネス推進事業費
---

今後の方向	■循環資源利用促進税等を活用した支援や、リサイクル製品等に関する情報提供などにより、リサイクル産業の振興を図る。 ■多様で豊富なエネルギー資源や先進的な技術などの優位性を活かし、環境産業の振興を図る。
-------	---

<b>施策別点検・評価シート（Cシート）</b>	点検・評価の担当課	環境政策課	評価年月 令和2年10月
--------------------------	-----------	-------	-----------------

施策の位置づけ (施策分野名)	V 各分野に共通する施策の展開
施策No.・施策名	31 環境と調和したまちづくり



【施策の評価】

事業名	H30年度予算 (千円)	R1年度予算 (千円)	R2年度予算 (千円)	R1年度の主な取組・進捗状況	課題	関連施策No.	関連するSDGsのターゲット
国土利用計画推進費	451	436	340	国土利用計画（北海道計画）の変更を受け北海道土地利用基本計画を変更した（平成30年3月）。土地利用現況把握調査の実施、国土利用計画（市町村計画）の策定・改定助言を行った。国土利用計画市町村計画は令和2年3月現在83市町村で策定されている。昨年度から増加なし。	特になし	No.10、11、12、13	-
土地利用規制等対策費 (うち 土地利用基本計画の管理など)	1,370	1,231	522	土地利用の現況と動向の把握を行うとともに、土地利用基本計画図については、附属機関による審議や庁内協議会による議論を実施し、令和元年度は9件の変更を行っている。	特になし	No.10、11、13	-
土地利用規制等対策費 (うち ゴルフ場開発規制)	192	62	61	ゴルフ場開発の規制に関する要綱に基づく事前協議制度等により、北海道の自然環境や生活環境の保全等を図った。(R1:協議取下げ1件)	特になし	No.28	-
特定開発行為規制指導費	2,445	2,455	2,082	無秩序な開発を防止し、環境の適正な保全と災害の未然防止を図るため許可審査及び監視等を実施した。(開発許可等7件、事前相談36件、事前審査21件、完了検査10件、監視調査等80件)	特になし	-	-
林地開発行為等施行費	2,256	2,188	1,861	無秩序な開発を規制し、森林の土地が適正に利用されるよう開発行為の審査、許可、指導監督等を実施した。(R1新規・変更許可件数:67件) ※権限移譲した市町村が行った事務処理件数を除く。	森林の有する公益的機能の維持管理を図り、民有林の無秩序な乱開発を防止し、森林の土地の適正利用を確保していく必要がある。	-	6.6、15.1、15.2、15.4
道路交通安全施設費 自転車道整備費 (地域活力基盤整備事業費、道路特別対策費)	15,000	45,000	101,000	交通の安全を確保し、あわせて住民の心身の健全な発展に資するため、札幌恵庭自転車道線等の整備を実施し、都市部と公園や観光地域等を相互に連絡する広域的なネットワーク形成を図った。	特になし	No.1、13	-
都市計画街路事業費	7,458,045	9,925,422	8,254,543	R1年度実施箇所30路線のうち、R1年度に5箇所が完成し、道路ネットワークの整備により、都市部などの渋滞が緩和し、自動車排出ガスの総量の低減が図られた。	道内の都市計画道路には未整備区間があるため、今後も道路ネットワークの整備を継続して実施する必要がある。	No.1、21	1.5、9.1、11.5、11.a、11.b、13.1
都市低炭素化促進法施行費	255	271	321	都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画に係る認定を行った。(R1:北海道への申請件数10件※他に46市町(R1.12.31以降)が所管行政庁となっている)	今後とも速やかに計画認定事務を行うことにより、住民サービスの向上に努める必要がある。	No.1	-
北の住まいるタウン推進事業 (都市計画推進費)	8,000	7,000	6,000	モデル市町村の地域協議会を支援するとともに事例見学ツアーや、まちづくりセミナーを開催するなど普及啓発を行った。	近年の都市計画関連法令の改正動向等を踏まえ「北の住まいるタウンの基本的な考え方」の見直し方針を検討する必要がある。	No.1、2、8	11.1、11.3、11.7

【その他関連事業】※他の施策で評価

バイオマス利活用推進事業、バイオ燃料利活用普及促進事業費、水素社会推進事業、エネルギー地産地消事業化モデル支援事業、地域主体の新エネルギー導入支援事業、地域新エネルギー導入調査総合支援事業、エネルギー地産地消スタートアップ事業、森林整備事業（森林環境保全整備事業・農山漁村地域整備交付金）、みどり豊かな道づくり事業、屋外広告物景観指導対策費、美しい景観のくにつくり推進事業費、都市公園事業費、道立都市公園整備費、きた住まいる推進事業費、地域新エネルギー導入アドバイザー制度【非予算事業】
---

今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「北海道土地利用基本計画」、「都市計画法」、「北海道自然環境等保全条例」等の適切な運用により、環境に配慮した土地利用、無秩序な開発行為の規制等を進める。</li> <li>■交通手段におけるエネルギー消費の効率化など、環境負荷の少ない都市の実現に向けた取組を進める。</li> </ul>
-------	--

<b>施策別点検・評価シート（Cシート）</b>	点検・評価の担当課	環境政策課	評価年月 令和2年10月
--------------------------	-----------	-------	-----------------

施策の位置づけ (施策分野名)	V 各分野に共通する施策の展開
施策No.・施策名	32 基盤的な施策(調査研究・情報提供・国際的な取組)



【施策の評価】

事業名	H30年度予算 (千円)	R1年度予算 (千円)	R2年度予算 (千円)	R1年度の主な取組・進捗状況	課題	関連施策No.	関連する SDGsのターゲット
北海道立総合研究機構運営支援費 (運営費交付金)	13,308,000	13,486,000	13,396,000	環境分野を含む各分野に関する試験、研究、技術支援等を行う「地方行政独立行政法人北海道立総合研究機構（道総研）」の運営を支援した。 また、知事が任命する北海道地方独立行政法人評価委員会（研究部会）において、道総研の運営に関し、客観的な評価等を行い、概ね順調と評価されている。	特になし	-	-
北海道立総合研究機構運営支援費 (施設整備等補助金)	208,000	217,600	1,157,080	環境科学研究センターを含む道総研施設・設備の改修工事等の施設整備等経費を補助し、試験・研究環境を整備した。	特になし	-	-
JICA 研修事業への協力【非予算 事業】	0	0	0	公益財団法人北海道環境財団からの依頼を受けて、ブラジル、チリ、ミャンマー、タジキスタンから政府関係者等6名を対象に北海道における地球温暖化対策及び気候変動の影響への適応の取組について、座学と意見交換を実施。	より幅広く環境分野における海外からの研修受入実績を把握することが難しい。	-	4.7、17.16
環境保全活動推進費 (うち 環境情報システム費)	2,924	2,947	2,951	自然環境、社会環境に関する情報など環境に関する情報について、インターネット等を通じて情報提供を行った。	多くの道民に情報提供できるようなシステムの周知が必要である。	-	12.8、13.3、17.17
環境保全活動推進費 (うち 年次報告作成費)	634	615	596	本道の環境の状況等についてまとめた「令和元年環境の状況等に関する年次報告」の作成、議会報告及び「北海道環境白書'19」の作成・公表を行った。	特になし	-	4.7
公害対策受託調査費	3,711	3,243	7,719	道内における公害の状況の把握及び公害防止対策の基礎資料として公害行政の効果的な推進に資するため、化学物質環境実態調査、環境放射線等モニタリング調査、酸性雨モニタリング（土壌・植生）調査、の全3委託業務について実施した。	平成22年度から道の調査分析機関が独立行政法人化したため、長期的なモニタリングなどデータの継続性に配慮が必要である。	No.5、21、22、 23、24、25	11.6

【その他関連事業】※他の施策で評価

環境保全活動推進費（うち 環境道民会議・環境保全推進委員）、北海道環境財団助成費、循環資源利用促進事業費、生物多様性保全推進事業費、知床地域自然環境保全管理費、省エネルギー・新エネルギー機器導入促進事業【赤リカチャレンジ事業】、ほっかいどう省エネ・新エネ応援ライブラリー事業【赤リカチャレンジ事業】、省エネ新エネ導入効果「見える化」事業【赤リカチャレンジ事業】、新エネルギー賦存量等推計ソフト活用支援事業【赤リカチャレンジ事業】、森の情報発信、道民森づくりの集い、「北の里山」登録制度【非予算事業】、「北の魚つきの森」活動支援【赤リカチャレンジ事業】

今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>■国や北海道立総合研究機構、大学、関係市町村、企業等と連携を図りながら、すぐれた自然や生物多様性の保全、大気・水質など生活環境の保全、地球温暖化対策などに関わる短期的な課題や長期的な課題を適時あるいは計画性を持って、調査研究や技術開発を図る。</li> <li>■JICAによる開発途上国の行政官等の研修生受け入れなど、国際貢献を推進する。</li> </ul>
-------	--

【令和元年度の環境基本計画に基づく32の施策の取組結果とSDGsの17の目標との関係】

環境基本計画に掲げる道の施策			SDGsの17の目標(ゴール)																	
			1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう	
I 地域から取り組む地球環境の保全	①地球温暖化対策の推進	ア 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換																		
		イ 地域の特性を活かした環境にやさしいエネルギーの導入																		
		ウ 森林等における吸収源対策																		
		エ 気候変動への適応策の検討																		
	②その他の地球環境保全対策の推進																			
II 北海道らしい循環型社会の形成	①3Rの推進																			
	②廃棄物の適正処理の推進																			
	③バイオマスの利活用の推進																			
	④リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興																			
III 自然との共生を基本とした環境の保全と創造	①自然環境等の保全及び快適な環境の創造	ア すぐれた自然環境の保全																		
		イ 公益的な機能の高い森林の保全																		
		ウ 快適な環境の保全と創造																		
		エ 北海道らしい景観の形成																		
	②知床世界自然遺産の厳格な保全と適正な利用																			
	③自然とのふれあいの推進	ア 自然とのふれあいの場と機会の確保																		
		イ 自然の適正な利用																		
		ウ 飼養動物の愛護と管理																		
④野生生物の保護管理	ア 希少野生動植物種の保護																			
	イ 外来種の防除の推進																			
	ウ 野生鳥獣の適正な保護管理																			
IV 安全・安心な地域環境の確保	①大気、水などの生活環境の保全	ア 大気環境の保全																		
		イ 水環境の保全																		
		ウ 騒音・振動・悪臭防止・土壌汚染・地盤沈下対策																		
	②化学物質等による環境汚染の未然防止																			
	③その他の生活環境保全対策																			
V 各分野に共通する施策の展開	①環境に配慮する人づくりの推進	ア 環境教育の推進・環境に優しいライフスタイルの定着																		
		イ 民間団体等の自発的な環境保全活動の促進・協働取組の推進																		
		ウ 環境と調和した産業の展開																		
	②環境と経済の好循環の創出	ア 環境に配慮した事業活動の推進																		
		イ 環境と調和した産業の展開																		
		ウ 環境ビジネスの振興																		
	③環境と調和したまちづくり																			
④基盤的な施策(調査研究・情報提供・国際的な取組)																				



## 持続可能な開発目標（SDGs）

2015年9月に国連サミットにおいて、2030年までの国際社会の目指すべき目標として「持続可能な開発のためのアジェンダ2030」が採択されました。その中核をなす「持続可能な開発目標」いわゆるSDGs（エスディーゼイズ）は、貧困、教育、水資源やエネルギー対策などに関する17の目標（ゴール）と、具体的な達成目標である169のターゲットを、先進国を含む全ての国の共通の目標として示したものです。



わが国においては、SDGsに係る施策の実施について総合的かつ効果的に推進するため、2016年5月に内閣総理大臣を本部長、全閣僚を本部員とする「SDGs推進本部」が設置されました。同年12月には、SDGsの実施に率先して取り組むため、「あらゆる人々の活躍の推進」、「健康・長寿の達成」、「成長市場の創出」、「持続可能で強靱な国土」、「気候変動対策」などの8つの優先課題と各省庁の具体的な施策を盛り込んだ「SDGs実施方針」が策定されています。


## ◎国の「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針の概要」より

- ・ビジョン 「持続可能で強靱、そして誰一人残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す。」
- ・実施原則 ①普遍性、②包摂性、③参画型、④統合性、⑤透明性と説明責任
- ・フォローアップ 2019年までを目処に最初のフォロー


① あらゆる人々の活躍の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一億総活躍社会の実現</li> <li>■女性活躍の推進</li> <li>■子供の貧困対策</li> <li>■障害者の自立と社会参加支援</li> <li>■教育の充実</li> </ul>
② 健康・長寿の達成	<ul style="list-style-type: none"> <li>■薬剤耐性対策</li> <li>■途上国の感染症対策や保健システム強化、公衆衛生危機への対応</li> <li>■アジアの高齢化への対応</li> </ul>
③ 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>■有望市場の創出</li> <li>■農山漁村の振興</li> <li>■生産性向上</li> <li>■科学技術イノベーション</li> <li>■持続可能な都市</li> </ul>
④ 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■国土強靱化の推進・防災</li> <li>■水資源開発と水循環の取組</li> <li>■質の高いインフラ投資の推進</li> </ul>
⑤ 省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■省・再生可能エネルギーの導入・国際展開の推進</li> <li>■気候変動対策</li> <li>■循環型社会の構築</li> </ul>
⑥ 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>■環境汚染の対応</li> <li>■生物多様性の保全</li> <li>■持続可能な森林・海洋・陸上資源</li> </ul>
⑦ 平和と安全・安心社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>■組織犯罪・人身取引・児童虐待等の対策推進</li> <li>■平和構築・復興支援</li> <li>■法の支配の促進</li> </ul>
⑧ SDGs実施推進の体制と手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>■マルチステークホルダーパートナーシップ</li> <li>■国際協力におけるSDGsの主流化</li> <li>■途上国のSDGs実施体制支援</li> </ul>

# SDGsの目標・ターゲット一覧



	<p><b>【目標1】 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</b></p>
1. 1	2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。
1. 2	2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。
1. 3	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
1. 4	2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。
1. 5	2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
1. a	あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。
1. b	貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。
	<p><b>【目標2】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</b></p>
2. 1	2030年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
2. 2	5歳未満の子供の発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。
2. 3	2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。
2. 4	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。

2. 5	2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。
2. a	開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。
2. b	ドーハ開発ラウンドのマンデートに従い、全ての農産物輸出補助金及び同等の効果を持つ全ての輸出措置の同時撤廃などを通じて、世界の市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。
2. c	食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。
	<b>【目標3】あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</b>
3. 1	2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。
3. 2	全ての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。
3. 3	2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
3. 4	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
3. 5	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
3. 6	2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
3. 7	2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。
3. 8	全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。
3. 9	2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
3. a	全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。
3. b	主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを


	提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特に全ての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
3. c	開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。
3. d	全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。
	<b>【目標4】 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</b>
4. 1	2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
4. 2	2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
4. 3	2030年までに、全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
4. 4	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
4. 5	2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
4. 6	2030年までに、全ての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。
4. 7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
4. a	子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
4. b	2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、並びにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。
4. c	2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。
	<b>【目標5】 ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う</b>
5. 1	あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。



5. 2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女兒に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
5. 3	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
5. 4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
5. 5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
5. 6	国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
5. a	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
5. b	女性の能力強化促進のため、ICT をはじめとする実現技術の活用を強化する。
5. c	ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。
	<b>【目標6】 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</b>
6. 1	2030年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。
6. 2	2030年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女兒、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。
6. 3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
6. 4	2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
6. 5	2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。
6. 6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。
6. a	2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。
6. b	水と衛生の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。


	<p><b>【目標7】 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</b></p>
7. 1	2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
7. 2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
7. 3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
7. a	2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
7. b	2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国の全ての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。
	<p><b>【目標8】 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</b></p>
8. 1	各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。
8. 2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
8. 3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
8. 4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
8. 5	2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。
8. 6	2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
8. 7	強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。
8. 8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
8. 9	2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。



8. 10	国内の金融機関の能力を強化し、全ての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。
8. a	後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。
8. b	2020年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関（ILO）の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。
	<b>【目標9】 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</b>
9. 1	全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
9. 2	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
9. 3	特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。
9. 4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
9. 5	2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとする全ての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
9. a	アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラ開発を促進する。
9. b	産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。
9. c	後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネットアクセスを提供できるよう図る。
	<b>【目標10】 各国内及び各国間の不平等を是正する</b>
10. 1	2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。
10. 2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。




10. 3	差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
10. 4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
10. 5	世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。
10. 6	地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。
10. 7	計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。
10. a	世界貿易機関（WTO）協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。
10. b	各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助（ODA）及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。
10. c	2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を越える送金経路を撤廃する。
	<b>【目標11】 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</b>
11. 1	2030年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
11. 2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
11. 3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
11. 4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
11. 5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
11. 6	2030年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
11. 7	2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
11. a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
11. b	2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を

	大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
11. c	財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱（レジリエント）な建造物の整備を支援する。
	<b>【目標12】 持続可能な生産消費形態を確保する</b>
12. 1	開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の下、全ての国々が対策を講じる。
12. 2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
12. 3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
12. 4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
12. 5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
12. 6	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
12. 7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
12. 8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
12. a	開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。
12. b	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
12. c	開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。
	<b>【目標13】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</b>
13. 1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
13. 2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
13. 3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

13. a	重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。
13. b	後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。
	<b>【目標14】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</b>
14. 1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
14. 2	2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
14. 3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
14. 4	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。
14. 5	2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。
14. 6	開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。
14. 7	2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。
14. a	海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。
14. b	小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。
14. c	「我々の求める未来」のパラ158において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。

	<p><b>【目標15】陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</b></p>
15. 1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
15. 2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
15. 3	2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。
15. 4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。
15. 5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
15. 6	国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。
15. 7	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。
15. 8	2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
15. 9	2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。
15. a	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。
15. b	保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。
15. c	持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。
	<p><b>【目標16】持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</b></p>
16. 1	あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
16. 2	子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
16. 3	国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する。

16. 4	2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。
16. 5	あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。
16. 6	あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
16. 7	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
16. 8	グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。
16. 9	2030年までに、全ての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
16. 10	国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
16. a	特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。
16. b	持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。
	<b>【目標17】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</b>
資金	
17. 1	課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。
17. 2	先進国は、開発途上国に対するODAをGNI比0.7%に、後発開発途上国に対するODAをGNI比0.15~0.20%にするという目標を達成すると多くの国によるコミットメントを含むODAに係るコミットメントを完全に実施する。ODA供与国が、少なくともGNI比0.20%のODAを後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。
17. 3	複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。
17. 4	必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国（HIPC）の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。
17. 5	後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。
技術	
17. 6	科学技術イノベーション（STI）及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。
17. 7	開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。
17. 8	2017年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化する。

能力構築	
17. 9	全ての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をしばった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。
貿易	
17. 10	ドーハ・ラウンド（DDA）交渉の受諾を含むWTOの下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。
17. 11	開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に2020年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。
17. 12	後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関（WTO）の決定に矛盾しない形で、全ての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。
体制面（政策・制度的整合）	
17. 13	政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。
17. 14	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
17. 15	貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。
体制面（マルチステークホルダー・パートナーシップ）	
17. 16	全ての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。
17. 17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
体制面（データ、モニタリング、説明責任）	
17. 18	2020年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。
17. 19	2030年までに、持続可能な開発の進捗状況を測るGDP以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。

出典：外務省サイト